

第2期 三原市農業振興ビジョン

計画期間: 令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度)

中間見直し(時点修正)

令和7年(2025年)3月



三原市

三原市は、広島県の中央東部に位置し、沿岸島しょ部から山間部にわたって、歴史や文化、豊かな自然等、それぞれの特徴を活かしたまちづくりを行い、発展してきました。

このうち、農業については、水稻を主体に、野菜、果樹、花き、畜産等、多彩な経営が展開され、集落法人の設立による地域農業の維持や、農産物の産地化により市民への農畜産物の供給拡大に一定の成果を上げることができました。



その一方で、人口減少や高齢化など社会構造の変化を背景に農業の担い手不足が深刻化し、また、農業の収益性低下とともに農業後継者の確保や農地利用の縮小が危惧される等、本市の農業を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

こうした状況下で、「都市と農村との相互理解のもとに、地域の特徴を活かし、次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立をめざす」を基本目標に10年間の振興計画として「第2期三原市農業振興ビジョン」を令和2年3月に策定しました。

この度、前期5年間の成果や課題を整理し、国の施策変更等を反映した中間見直しを行うものです。

この見直しの中で、担い手育成、確保を重点的な柱とし、スマート農業や農地集約により、省力化、低コスト化を行うことで作業効率を上げ、生産経費を削減していくことで、規模から密度への発想転換による所得の向上に取り組むものです。

今後、本計画に掲げる各施策を着実に推進するため、市民、生産者、関係機関の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

また、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様方、関係機関の方々にも心から感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

三原市長 岡田 吉弘

目次

ビジョン策定について	1
農業振興ビジョン策定（見直し）について	2
1 農業振興ビジョン策定（見直し）について	2
2 ビジョンの位置づけと期間	2
I 総論	3
第1章 三原市農業の現状	4
1 三原市の概要	4
2 三原市農業の現状	5
3 三原市の「人と農地に関するアンケート調査」の結果	7
第2章 農業を取り巻く情勢	8
1 国内人口の減少、高齢化の進行	8
2 農産物の市場、流通環境の変化	8
3 農業資材価格高騰等による農業経営環境の悪化	8
4 国内農業構造の変化	8
5 農業政策の見直し	9
第3章 施策課題に対する取組状況	10
1 地産地消の推進	10
2 担い手の育成、確保	10
3 振興作物（園芸作物）の生産	10
4 水田農業の収益性向上	10
5 農業・農村の多面的機能の維持	11
6 有害鳥獣による農作物被害対策	11
7 6次産業化、多様な連携促進	11
II 基本方針	13
第1章 三原市農業振興の基本方針	14
1 ビジョン見直しの視点と取組課題	14
2 施策の柱	17
3 施策体系	18
III 施策の展開	19
第1章 地産地消の推進	20
1 農産物直売施設を核とした少量多品目の生産、出荷の拡大	21
2 学校給食への農産物供給拡大と食育の推進	21
第2章 良好な農村環境の維持	22
1 農業・農村の多面的機能の維持、発揮	23
2 農村資源等を活かした多彩な交流の促進	23
第3章 安全・安心な農業の展開	24
1 安全・安心な農産物の生産と供給拡大	25
2 地域資源を活かした環境にやさしい農業の推進	25
第4章 適地適作による収益力（所得）の向上	26
1 地域特性を踏まえた水田農業の振興	26
(1) 需要に即した米づくりの推進	27
(2) 収益性向上の促進	27
(3) 省力化、低コスト化のための技術確立、普及	27

2	特徴を活かした園芸作物の生産振興	-----	28
(1)	重点品目の生産振興	-----	29
(2)	重点品目以外の生産振興	-----	29
(3)	技術継承、生産性向上のためのICT等の導入促進	-----	29
3	耕畜連携による経営の安定、生産性向上	-----	30
(1)	耕畜連携による畜産経営の安定、拡大	-----	31
(2)	畜産経営の拡大、安定	-----	31
(3)	家畜伝染病等安全対策の徹底	-----	31
第5章	担い手の育成と組織の再編	-----	32
1	営農組織の再編を通じた水田農業等の経営安定	-----	32
(1)	所得の向上に繋がる接続可能な農業の推進	-----	33
(2)	地域計画の実行（将来像の共通認識、農地の集約）	-----	33
(3)	人材の育成、確保の推進	-----	33
(4)	集落法人の広域連携等の促進	-----	33
(5)	労働力の確保等支援	-----	33
2	認定農業者等の育成、確保	-----	34
(1)	新規就農者の受け入れ、育成体制の充実	-----	35
(2)	認定農業者の育成支援	-----	35
3	企業等による農業参入の促進	-----	36
(1)	農業参入企業の受け入れに向けた情報提供	-----	37
第6章	農業生産基盤の維持、農地の集積	-----	38
1	農業生産基盤の維持、保全	-----	38
(1)	農業用施設の維持、保全のための活動促進	-----	39
(2)	生産性向上のための基盤整備の推進	-----	39
2	農地利用の最適化	-----	40
(1)	優良農地の担い手への集積促進	-----	41
(2)	立地条件を踏まえた多様な農地利用の促進	-----	41
3	有害鳥獣被害対策の強化	-----	42
(1)	「環境改善」「侵入防止」「捕獲」等総合対策の推進	-----	43
第7章	6次産業化による所得向上と販路開拓	-----	44
1	三原市6次産業化推進協議会での6次化商品の開発等の推進	-----	45
2	新たなプロジェクトの創出	-----	45
第8章	新たな技術導入による生産性向上	-----	46
1	スマート農業の推進	-----	47
[統計用語]		-----	48
1	農林業経営体分類	-----	48
2	農家等分類	-----	48
3	農家人口等	-----	49
4	農家経済関係	-----	49

ビジョン策定について

農業振興ビジョン策定（見直し）について

1 農業振興ビジョン策定（見直し）について

平成21年（2009年）3月に策定した三原市農業振興ビジョン（以下「振興ビジョン」）は、国の「食料・農業・農村基本計画※」（平成17年（2005年）3月）、広島県の「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」（平成18年（2006年）3月見直し）の関連施策をふまえつつ、本市独自の農業振興施策の指針になるものとして、「三原市長期総合計画」（平成17年度（2005年度））の農業分野の部門の計画として策定しました。

振興ビジョンでは、「都市と農村との相互理解のもとに、地域の特徴を活かし、次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立」を基本目標とし、「次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立」、「都市と農村がともに育む地域農業の振興」、「地域の特徴を活かしつつ、多様な連携による新たな農業の展開」を3本の柱として具体的な施策を展開してきました。

このうち、「学校給食の地産地消の推進」、「鳥獣被害対策の強化」、「新規就農者や認定農業の育成」、「集落法人の設立」、「企業の農業参入」とあわせて「農地の担い手への集積」については目標を設定し施策を展開するなかで、一定の成果を上げることができましたが、農業・農村を取り巻く環境が変化するなかで多くの課題も山積しています。

このため、こうした情勢変化を踏まえつつ、三原市農業の持続可能な発展を図るための新たな施策、取組の指針として、第2期三原市農業振興ビジョンを策定しました。

2 ビジョンの位置づけと期間

このビジョンは、国の「食料・農業・農村基本計画」や広島県の「2025広島県農林水産業アクションプログラム※」との整合性を図りつつ、「三原市長期総合計画基本計画」の部門計画として、令和11年度（2029年度）までの本市農業の振興方向と基本施策についてまとめたものです。

計画の位置付け



※ 食料・農業・農村基本計画:食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が閣議決定して定める計画。概ね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。

※ 2025広島県農林水産業アクションプログラム:広島県の総合計画「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」の10年後の目指す姿を見据え、農林水産業施策等の実行計画となるもの。

I 総論

第1章 三原市農業の現状

第2章 農業を取り巻く情勢

第3章 施策課題に対する取組状況

第1章 三原市農業の現状

1 三原市の概要

(1) 地勢、気候

- ・ 市域は東西約29km、南北約31kmで、総面積は471km²です。南部は、沼田川流域の平野及び瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がる一方、北部は、比較的なだらかな山々に囲まれた丘陵状の台地が広がっています。
- ・ 気候は、温暖少雨の瀬戸内式気候に属していますが、北部の山間部は内陸的気候に近く、特に冬の寒さが厳しくなっています。年平均気温は、南部で15～16℃、北部では12～13℃、年平均降水量は南部で1,200mm、北部で1,300mmです。

(2) 人口、世帯数

- ・ 市の人口は、昭和60年（1985年）の111,108人をピークに減少傾向が続き、令和6年（2024年）3月末で87,438人となっています。世帯数は、43,249世帯（同年）、一世帯あたり世帯員数は2.02人（同年）で、昭和60年（1985年）の3.24人から大きく減少しています。
- ・ 将来の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所（令和5年（2023年）推計））では、令和22年（2040年）には6万6千人、高齢化率は40%を超えることが予想されています。

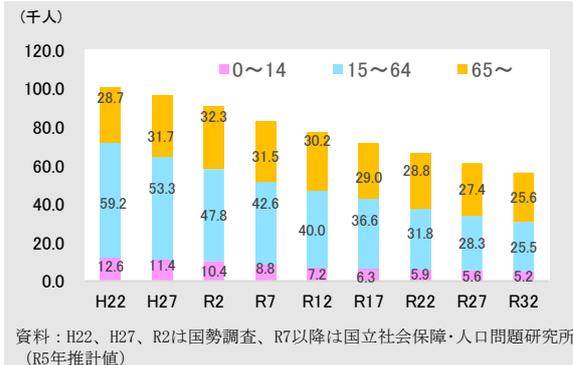
(3) 産業、就業人口

- ・ 市の総生産額は、平成19年（2007年）以降微減傾向で推移していましたが、平成26年（2014年）以降は上昇に転じ、令和元年（2019年）は4,089億円となっています。産業別生産額割合（令和3年（2021年））は、第三次産業が56.6%、第二次産業が41.9%、第一次産業が1.5%となっています。
- ・ 第三次産業は購買エリアの広域化、小売り・サービス業での競争激化等によって店舗数や販売額は減少しています。第二次産業は、電子部品・デバイス製造業等の誘致により、バランスのとれた産業構造となっています。

(4) 交通、観光

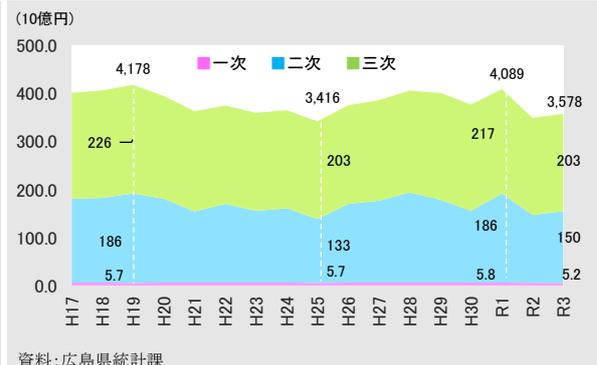
- ・ 本市の陸上交通網は、高規格幹線道路（山陽自動車道）や地域高規格道路（三原バイパス等）、一般国道（4路線）及び主要地方道等の道路網とJR山陽新幹線・山陽本線・呉線の鉄道網が整備され、さらに、中国・四国地方の拠点空港として広島空港が、国内外の物流拠点として尾道糸崎港が、瀬戸内海島しょ部を結ぶ拠点港として三原港、須波港が整備され、経済・観光振興を図る上で陸・海・空の交通拠点としての重要な役割を担っています。
- ・ 本市の総観光客数は増加傾向にあります。県外客の誘致や主要観光地の認知度向上等、今後の観光振興が期待されています。

図1-1-1 世代別人口の将来推計(市)



■ 生産年齢人口（15～64歳）の減少とともに人口減少傾向が進み、高齢化率は上昇。

図1-1-2 産業別生産実額の推移(市)



■ 第二次、三次産業とも平成25年（2013年）まで減少傾向でしたが以降緩やかに増加。令和元年（2019年）以降は再び減少。全体に占める第一次産業の割合は1.5%。

2 三原市農業の現状

(1) 三原市農業の特徴

- 沿岸島しょ部から山間部（標高500m）にわたって、水稻、野菜、果樹、花き、畜産等、地域特性を活かした多彩な農業が営まれています。北部地域は稲作と畜産を主体とした水田農業を中心に、南部地域では温暖な気候を活かした野菜や果樹等、園芸作物の生産が盛んです。
- 北部地域の久井地域では、WCS用稲※、ばれいしょ、大豆等の土地利用型作物、花きではキク、畜産は、酪農、肉用牛、養鶏（採卵鶏、ブロイラー）、大和地域は、ハトムギ、米粉用米、WCS用稲、野菜ではピーマンやキャベツ、れんこん、やまといも、果樹ではもも、ぶどうの生産、畜産では肉用牛、養豚が取り組まれています。
- 南部地域では、三原地域は、スイートコーン、アスパラガス、なす、わけぎ、トマト、さといも、果樹では柑橘、ぶどう、本郷地域では、なす、トマト等、園芸作物が生産されています。

図1-1-3 三原市の農業概要(農畜産物)



※ WCS用稲:稲の穂と茎葉をまるごと刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料

(2) 農業産出額の推移

- 農業産出額は、昭和60年（1985年）の125億円をピークに米の産出額と連動する形で下がりつづけ、平成26年（2014年）には76億円（米20億円、園芸21億円、畜産33億円、その他2億円）まで減少しました。以降は米価の回復によって米の産出額は上昇した後、横ばいで推移、畜産は大幅に増加したことで、総産出額も増えています。（図1-1-4 参照）

(3) 農家数、農業経営体数の動向

- 農業経営体のうち多くを占める家族経営体が大幅に減少する一方で、集落法人や一般法人等の組織経営体は増加しており、水田農業を中心に農業経営の構造は変化しています。
- 令和2年（2020年）の農業経営体数は1,741で、うち三原地域が727で最も多く、大和地域が497、久井地域が254、本郷地域が263となっています。
- 平成22年（2010年）からの増減をみると、三原地域と久井地域が39%の減、大和地域が26%の減、本郷地域が62%の減となっており、この10年間で約4割減少しています。

(4) 経営耕地等面積の動向

- 経営耕地面積は、平成22年（2010年）の3,333haから令和2年（2020年）の2,688haに、この10年間で約2割減少しました。また、経営耕地規模別面積（担い手への農地集積）の状況についてこの10年間の動きをみると、経営耕地全体では減少しつつも、経営耕地規模別では10ha以上は増加しており、集落法人等の担い手によって農地が維持されている状況が分かります。こうした中で、今後とも担い手への農地集積が進むかどうか懸念される状況です。（図1-1-5 参照）

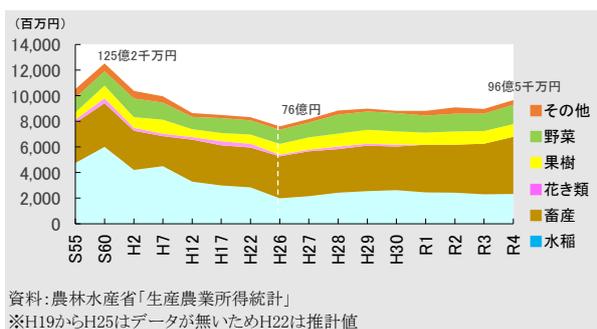
(5) 農業従事者、後継者等

- 令和2年（2020年）の基幹的農業従事者の平均年齢は73.0歳で高齢化が進行しています。他産業で再雇用制や定年延長制度が定着するなかで、今後は、農業従事者の高齢化と減少が一層進むことが予想されます。農業後継者についても、平成29年（2017年）実施のアンケート調査では、後継者確保の見込みがあると回答した割合は1/3に留まり、半分以上は後継者確保に目途がたっていない状況です。

(6) 農業経営構造

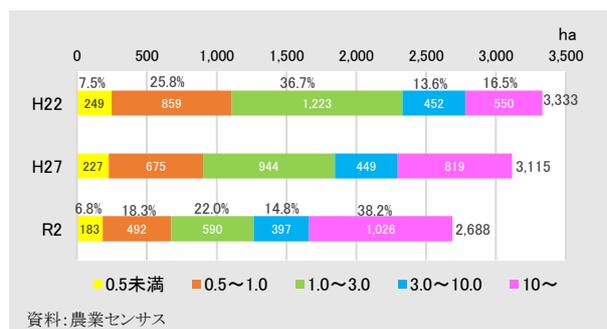
- 全国的に経営規模の拡大が進むなかで、三原市も同様の傾向を示しています。特に、小規模農家の減少は顕著で、販売金額規模1百万円未満の経営体数は、平成17年（2005年）の2,919から令和2年（2020年）の1,352へと半減しています。対して販売金額規模1千万円以上の経営体数は、平成27年（2015年）の33から令和2年（2020年）の60へと倍増しており、経営耕地面積規模の動向とともに担い手の経営規模の拡大が着実に進んでいることが分かります。

図1-1-4 部門別農業産出額(市)



■ S60年(1985年)をピークに以降は減少傾向が続くが、H26年(2014年)以降については米、果樹、畜産部門で増加している。

図1-1-5 経営耕地規模別面積の推移



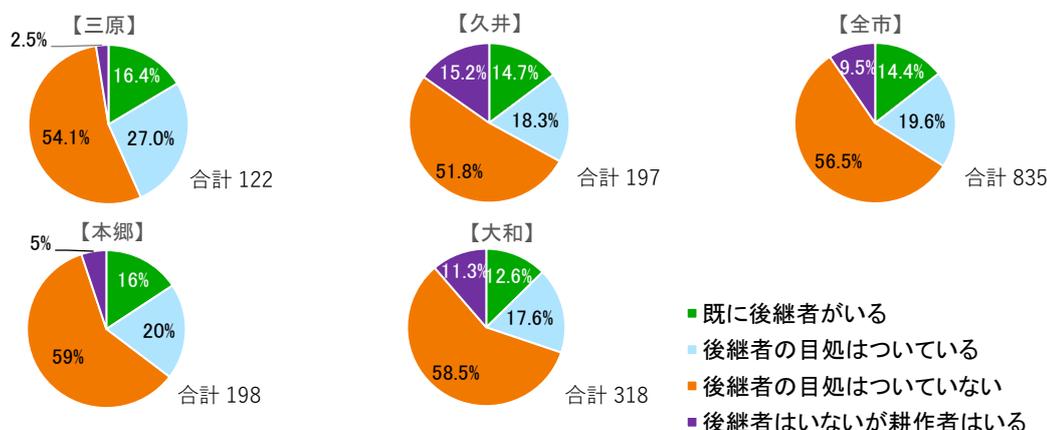
■ 経営耕地規模0.5～3.0ha層で面積の減少が大きく、10ha以上層では、増加傾向。経営耕地が担い手に集積されながら維持されている状況。

3 三原市の「人と農地に関するアンケート調査」の結果

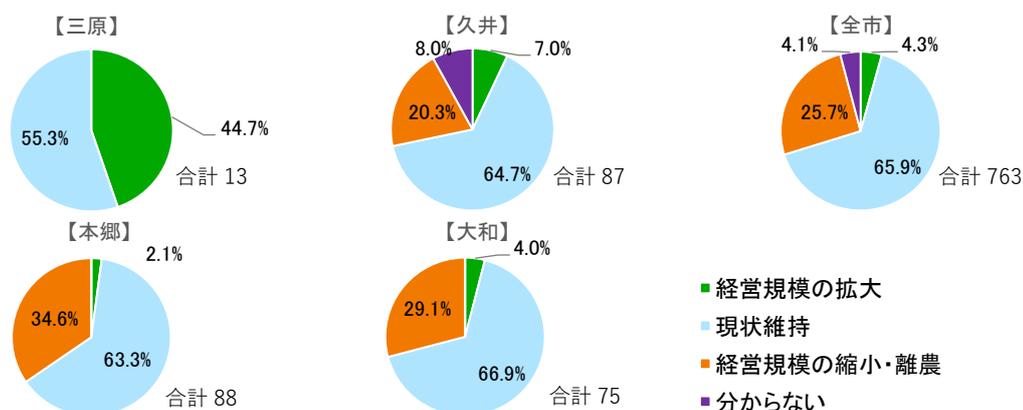
(1) 農業後継者の有無及び今後の営農継続の意向等について

- 平成29年度（2017年度）に実施した三原市の「人と農地に関するアンケート調査※」の結果では、半数以上の農家が「後継者不在」と回答し、5年後の経営については1/4が「規模縮小・離農」、8割以上の回答者は自身の集落では「耕作放棄地が増加する」と回答しており、担い手不足は一層深刻化することが予想されます。

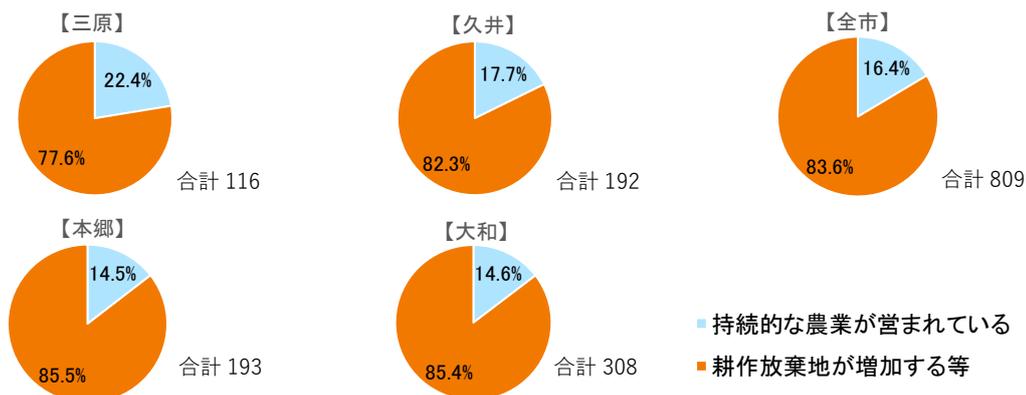
設問(1) 農業経営の後継者の有無について



設問(2) 今後(5年間)の農業経営の意向について



設問(3) 5年後のあなたの集落・地域の農業(農地)について



※人と農地に関するアンケート調査：平成29年度(2017年度)に三原市の農家(10%以上の農地所有者)1,536世帯を対象として、農業の現状と将来の意向についてアンケート調査を実施。回収861件、回収率56%

第2章 農業を取り巻く情勢

1 国内人口の減少、高齢化の進行

- ・ 国の将来人口推計※では、我が国の人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、令和38年（2056年）には1億人を割って9,965万人（出生中位推計）となることが予想されており、生産年齢人口（15～64歳）の減少と高齢化が同時進行するなかで、経済活動とともに社会保障財政等への影響、食料や農産物の需要量低下等への影響が懸念されます。
- ・ 農村では、昭和40年（1965年）代以降、既に人口は減少傾向にありますが、高齢化の一層の進行にともない地域農業を支えるための人材確保が益々難しくなることが懸念されます。

2 農産物の市場、流通環境の変化

- ・ 高齢化や人口減少が進むにつれ、我が国の農産物や食品の市場規模は総じて縮小に向かうとともに、女性の社会進出や単身・高齢世帯の増加、世帯構成の変化等を背景に、カット・冷凍野菜や冷凍米飯等、食の外部化に向けた需要は今後さらに拡大することが予想されます。
- ・ また、青果物販売は、大型量販店だけでなく、EC（電子商取引）サイト、宅配・移動販売等、多様化が進むなか、トラックドライバーの時間外労働規制にともなう輸送能力不足が問題（物流2024年問題）となる等、農産物市場、流通環境にも大きな変化が出ています。

3 農業資材価格高騰等による農業経営環境の悪化

- ・ 農産物価格のうち、米は需給不均衡による一時的な価格上昇がみられるものの、長期的には需要量の縮小による価格低迷が懸念されます。米を除く野菜、果樹、花き等は、産地の高齢化、天候不順等によって、また、鶏卵は感染症の影響等によって、価格はゆるやかな上昇傾向にあります。
- ・ 一方、肥料原料の輸出規制（ロシア、中国等）や需給不均衡による化石燃料（A重油）の高騰とともに円安の進行によって、農業資材価格は急騰しており、農業の経営環境は悪化しています。

4 国内農業構造の変化

- ・ 農業資材価格高騰等、経営環境の悪化による農業所得の低下に対応するため、雇用を前提とした経営が拡大するなかで、家族経営体はこの10年間で約3割減少した一方で、組織経営体数は平成17年（2005年）の2万8千から令和5年（2023年）には3万3千（農業構造動態調査）へと約2割増加する等、国内農業の経営規模は拡大傾向にあります。

図1-2-1 米の需要量と価格の推移

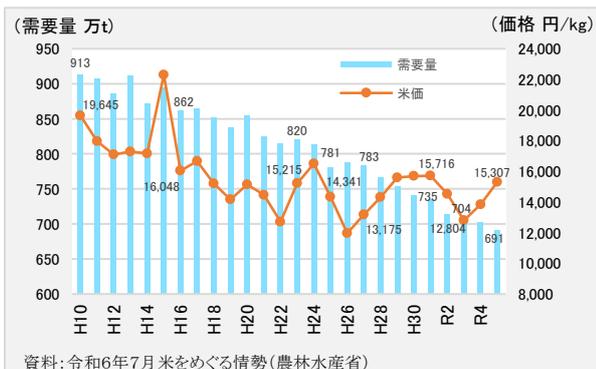
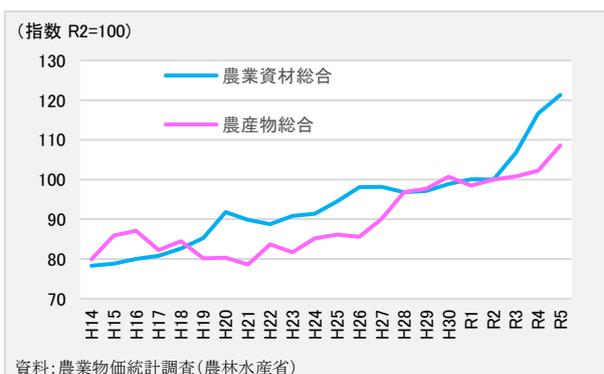


図1-2-2 農業資材、農産物価格指数の推移(R2=100)



国民一人あたりの農産物消費量は横ばいもしくは減少傾向にあり、米の需要量は減少し続けている。

農産物価格は平成22年(2010年)頃から上昇傾向にあるが、農業資材価格はそれ以上に上昇。

※ 将来人口推計：国立社会保障・人口問題研究所は、全国の人口推計（日本の将来推計人口）を行い結果を公表している。令和5年（2023年）年12月推計（出生・死亡：中位）によると令和22年（2040年）の1億1,284万人を経て、令和38年（2056年）には1億人を割って9,965万人（高齢化率37.6%）と推計されている。

5 農業政策の見直し

(1) 食料・農業・農村基本法改正

- 平成11年（1999年）に制定された食料・農業・農村基本法*が改正（以下「改正基本法」）、令和6年（2024年）6月に施行されました。改正基本法では、「食料安全保障の確保」を新たな基本理念として位置付け、従来からの「多面的機能の発揮」も含め、地球温暖化への対応として「環境と調和のとれた食料システムの確立」を重要な柱として掲げています。また、「農業の持続的な発展」として、「農地の確保・利用」、「生産基盤の整備・保全」、「先端技術の活用」等を展開すべき重要施策として挙げています。「農村の振興」では、中山間地域の振興策、鳥獣被害対策等も挙げられています。
- 今後は、改正基本法を踏まえながら、農産物価格の形成、水田農業の経営安定対策等、様々な施策の検討、見直しが本格的に進められます。

(2) 農地政策等の見直し

- 令和4年（2022年）5月、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法案等が成立し、従来から進められてきた「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、農地の取組を加速化するため、「地域の農業を担う者」を担い手として位置づけ、また、農地法第3条の下限面積が撤廃されました。
- 改正基本法の関連では、農振農用地除外の厳格化（農振法）や、農地所有適格法人への出資規制緩和（農業経営基盤強化促進法）等が検討されています。

(3) 環境と調和した農業の推進

- 近年の気候変動、異常気象による災害の多発、気温上昇による農作物等生育障害が大きな問題となる一方、農業が環境に及ぼす影響も指摘されています。
- 令和3年（2021年）5月、農業の環境負荷低減を目指す「みどりの食料システム戦略」を策定し、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量（リスク換算）50%低減や有機農業の取組面積拡大（全耕地の25%）等、14の数値目標を掲げ、その推進に向けて令和4年（2022年）7月に「みどりの食料システム法」が施行されました。
- 同法では、環境負荷低減に取り組む生産者の事業活動（環境負荷低減事業）や環境負荷の低減に役立つ機械資材の生産・販売、研究開発等を都道府県、国が認定し、認定を受けた生産者や事業者に対して税制特例や融資制度等の支援措置を構ずることにしています。さらに、環境保全型農業直接支払制度も同法に基づくしくみに移行するとともに、様々な補助事業で環境負荷低減の取組が要件化される見込みです。（クロスコンプライアンス*導入）

(4) スマート農業の促進

- 令和6年（2024年）6月に、農業者の減少等、農業を取り巻く環境変化への対応を進めるため、スマート農業技術活用促進法（「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律」）を制定し、同年10月に施行されました。同法では、スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産方式の導入計画（生産方式革新実施計画）等を認定し、必要な措置を講ずることとされています。
- また、法律運用の基本方針として、販売農家による経営耕地面積に占めるスマート農業技術の活用割合を令和12年度（2030年度）までに50%以上に高める等の目標が掲げられています。

※ 食料・農業・農村基本法:同法は、平成11年(1999年)7月、我が国の食料・農業政策の基本理念を示すものとして制定され、「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の4つを柱として政策が進められてきた。令和6年(2024年)6月に施行された改正基本法では、「食料安全保障の確保」が新しい理念として加えられ、農業による環境負荷の低減にも言及しつつ「環境と調和のとれた食料システムの確立」等が大きな柱として掲げられた。

※ クロスコンプライアンス:農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に、「農業漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組(適正な施肥等)」に基づいた最低限の内容を実施するもの。

第3章 施策課題に対する取組状況

1 地産地消の推進

- 地産地消のうち、農産物直売施設を通じた取組については、主要直売施設の売上額はこの10年間は右肩上がり推移し、平成25年(2013年)の約3億円から令和5年(2023年)には約4億2千万円まで拡大しています。
- 学校給食への地場産農産物の供給については、関係者による連携、調整活動等の取組を通じて、供給率(供給量÷使用量×100)は、この10年間(H25からR5)で9ポイント増加し43%となっています。
- 主要品目では、米(100%)、キャベツ47%(H25年:8%)、にんじん21%(H25:2%)等が供給率を高めた一方、タマネギ、ばれいしょ等、生産出荷者の高齢化、減少等によって安定した生産供給ができない状況もあります。

2 担い手の育成、確保

- 水田農業の担い手として集落法人※の設立を進めてきたなかで、平成13年(2001年)に最初の法人が設立されて以降、令和5年(2023年)までの13年間で延べ38法人設立されています。農地の面的なまとまりや構成農家数等で条件に合った集落での法人設立は一定程度進み、ここ数年は新たな法人設立の動きはありません。
- 平成26年(2014年)以降は、既設法人への農地集積は進み、同年の約760haから令和5年(2023年)年では831haとなっており、水田の維持・保全、水田農業の持続的な発展に大きく寄与しています。一方で、水田農業をとりまく環境変化や実質的な定年延長にともなう農業従事者の高齢化等が進むなかで、今後の法人経営の持続的な発展を危惧する声もあります。
- 集落法人以外の認定農業者※についても、農業経営を取り巻く環境が大きく変わるなかで、高齢化の進展とともに減少していくことが懸念されています。

3 振興作物(園芸作物)の生産

- 地域の特性を活かし、また、担い手の育成に結び付く作物として、加工用ばれいしょ、キャベツ、わけぎ、ほうれんそう、トマト、白ねぎの6品目を振興作物として定め生産拡大を図ってきました。このうち、わけぎ以外の作物は、少しずつ生産が拡大している状況です。特に、企業の農業参入によって取り組まれているほうれんそう、トマトは令和元年(2019年)以降、急拡大した作物で、経営安定、産地化に向けた取組に期待されます。
- わけぎについては、高齢化、後継者不足等とともに減少傾向が続いており、今後、さらなる減少によって産地を維持していくことが危ぶまれる状況です。

4 水田農業の収益性向上

- 主食用米の長期的な需要量の減少基調と米価の先行きが不透明ななかで、本市では、土地利用型の転作作物の生産振興を通じて水田農業の所得確保に向けた取組を進めてきました。
- そのなかで、WCS用稲については久井地域と大和地域を中心に、飼料用米は三原地域を中心として、米粉用米は大和地域、加工用米は三原地域と久井地域、麦は三原地域、大豆は久井地域を中心に、地域特性を活かした土地利用型作物に取り組んでいます。
- このうち、米粉用米については、「三原米粉の里プロジェクト」を立ち上げ、製粉会社の誘致、企業等連携によって安定した需要を創出し、貯蔵施設等の整備とともに、生産拡大を図ってきたなかで、10年前の倍近い水準まで拡大しています。

※ 集落法人:農地の確保において、集落又は一団の農用地区域を単位に、地域の合意に基づく面的な集積を行うことで、効率的かつ安定的な経営が可能となる農業経営を営む法人。

※ 認定農業者:農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を示した基本構想を策定し、その目標に沿って作成した農業経営改善計画について市町から認定を受けた農業者。

5 農業・農村の多面的機能の維持

- 農地の区画整理や農道、水路、ため池等の農業生産基盤の整備は概ね完了しましたが、経年劣化等にもともなう機能低下が危惧されるなかで、多面的機能支払制度※等を活用した農村資源の維持、管理活動に各地域で取り組んでいます。
- 多面的機能維持のための取組は僅かながら拡大していますが、地域住民等の高齢化や他出後継者の増加による労働力不足が問題となっています。
- あわせて、維持管理作業とともに制度等を活用するための事務負担に苦慮する地域も多くなっていくなかで、取組地域の減少が懸念されます。

6 有害鳥獣による農作物被害対策

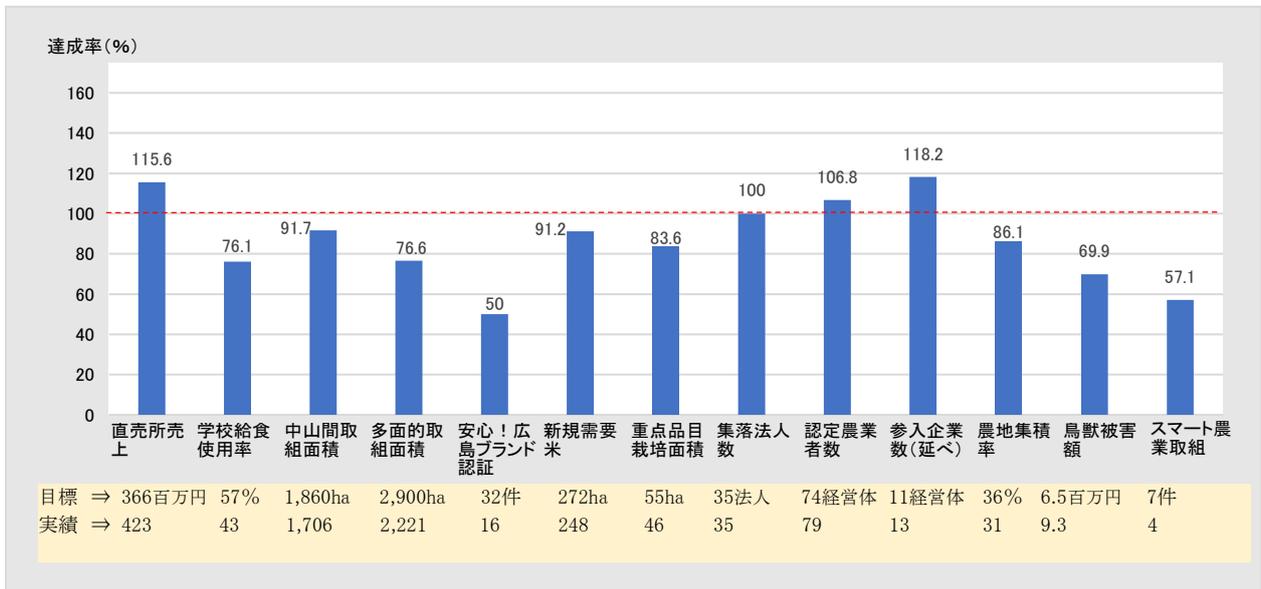
- 三原市の有害鳥獣による農作物被害額は、平成22年(2010年)以降、1千万円前後で推移している状況です。
- 農業振興を図る上での重要課題として、市ではより効果的な被害の防止対策として、有害鳥獣が出てきにくい環境づくり、効果のある柵の設置、加害個体の捕獲の順に対策を進める「総合的な取組」を行っています。
- 一方、ここ数年はイノシシ以外の獣の出没が増えており、捕獲頭数は、イノシシは年間1000頭前後で推移しているのに対して、シカは令和元年(2019年)の159頭から令和5年(2023年)には407頭に、タヌキ・アナグマは同8頭から131頭へ、ヌートリアは同4頭から136頭へと急増しています。

7 6次産業化、多様な連携促進

- 出荷規模の小さな産地では市場競争力が弱く、収益確保が難しい状況のなか、三原市では「三原市6次産業化推進協議会」を立ち上げ、米粉用米の需要拡大及び6次産業化を通じた新規需要米の生産振興に取り組んでいます。
- 米粉を含む市内農畜水産物を使用した6次産業化における商品開発及び販路開拓に取り組む市内次業者との連携を図り、所得向上に向け、一体的な取組を進めていきます。

※ 多面的機能支払制度:「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能を維持、発揮するための地域活動や営農の継続等に対して国等が支援する制度。

図1-3-1 第Ⅱ期 農業振興ビジョンの目標達成状況(令和5年(2023年))



Ⅱ 基本方針

第1章 三原市農業振興の基本方針

第1章 三原市農業振興の基本方針

基本方針

第2期 三原市農業振興ビジョンでは、農業・農村を取り巻く様々な情勢変化を踏まえつつ、計画見直しに際しては4つの視点を定め、これに沿った施策課題を整理するとともに、「都市と農村との相互理解のもと、地域の特徴を活かし、次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立」を基本目標として掲げ、「理解」「再編」「挑戦」の3つの柱に沿って具体的な施策を展開します。

1 ビジョン見直しの視点と取組課題

- ・ 農業・農村を取り巻く情勢変化を踏まえ、第2期三原市農業振興ビジョンでは4つの視点を定め、それぞれの視点に沿って農業振興の取組課題を整理するとともに、その課題解決に向けて具体的な施策を講じていくこととします。

視点 1 農業・農村に対する市民の理解促進

市民一人ひとりが農業が持つ多面的機能を理解し、三原市の農業をみんなで支えようという気運を高めます。

【現状】

- 大小様々な農業を通じ、食料供給以外にも洪水や土砂崩れの防止、美しい景観形成等の多面的機能が発揮されています。
- 農産物直売施設をはじめ学校給食等を通じて新鮮で安全・安心な農産物が市民に供給されています。

【課題】

- 農業・農村によってもたらされる多面的機能を市民が理解する取組を行う必要があります。
- 安全・安心な市内産の農産物をもっと多く供給できるようにする必要があります。

視点 2 時代の変化に対応した農業を実践できる経営人材の育成と経営体の集約化等促進

本市の農業を持続可能とするため、「担い手」の育成、集落法人の再編、元気な企業の参入など、農業に携わる「ひと」づくりを推進します。

【現状】

- 農業・農村の担い手として38の集落法人が設立されましたが、既設法人の高齢化が進行しています。
- わけぎ等の園芸作物の担い手育成が進みます生産量が減少する一方で、企業参入は増加しています。

【課題】

- 農業の担い手確保に向け、既設法人や大型農家を含めた広域連携、連合化などの新展開が求められます。
- 優良農地の集積とあわせて企業参入や新規就農者の受入及び育成体制の充実によって時代の変化に対応できる経営人材を育成していく必要があります。

視点 3 良好な営農基盤の保全、優良農地の確保と利用促進を通じた収益性の高い農業経営の確立

農地の戦略的集積、経営規模の拡大等を通じて労働生産性を高め、適地適作によって農産物販売額を高めることで、農家所得を増やします。

【現状】

- 農業所得の低下と農家の高齢化が進むなかで、農業生産の縮小、産地力の低下が進んでいます。
- 有害鳥獣による農作物被害の拡大、農業生産の縮小等によって生産環境の悪化、優良農地の利用低下が懸念されます。

【課題】

- 生産性の高い農地を担い手に集積するとともに、適地適作による収益性の高い農業経営を確立する必要があります。
- 鳥獣被害対策とともに農村資源等の管理体制の維持、充実に向け、作業の省力化や共同活動への参加者確保等を強化する必要があります。

視点 4 地域特性を活かし、他産業との連携による農産物の付加価値化、新技術の導入等促進

6次産業化による農産物の付加価値化、スマート農業の導入など多様な取組に挑戦することで、新たな農業の可能性を広げていきます。

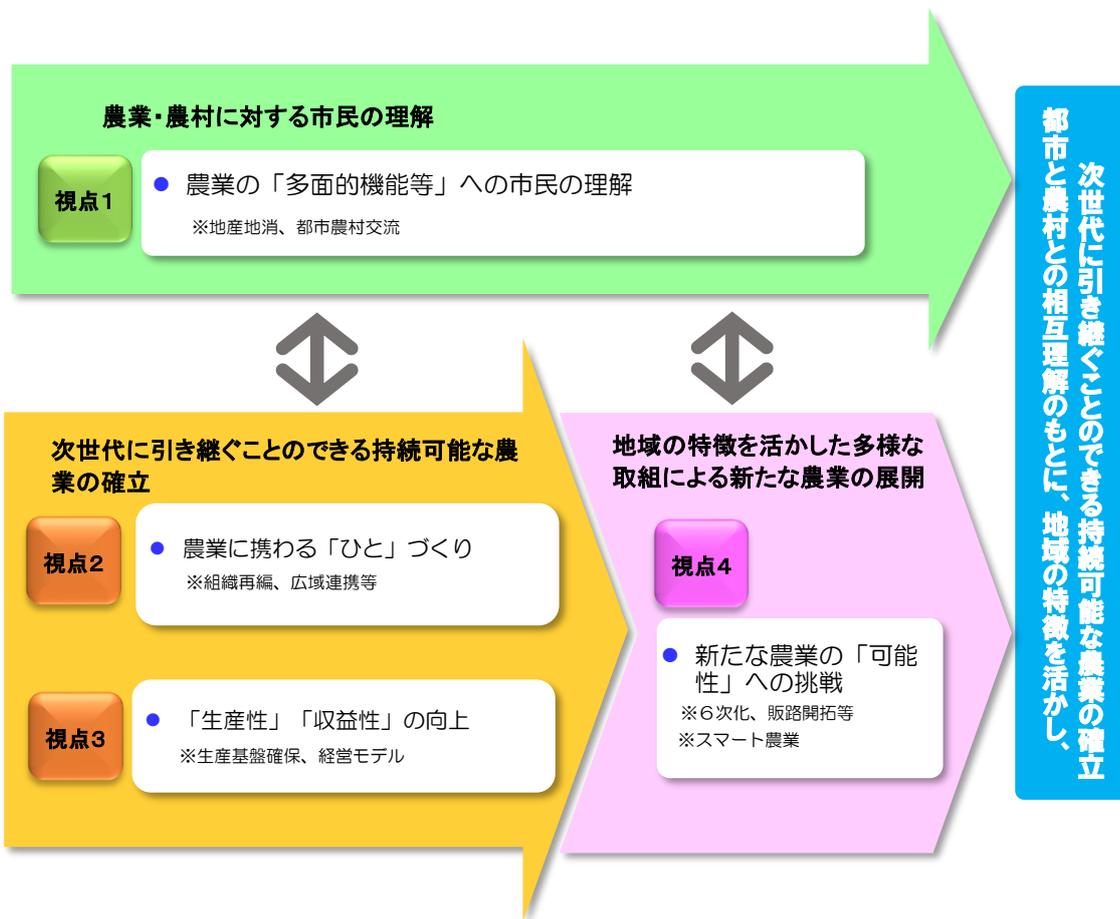
【現状】

- 需要動向や流通等の変化によって小規模産地では市場競争力が弱く、収益確保が難しい状況にあります。
- 高齢化、担い手不足が進むなかで集落機能を維持するための労力不足が深刻化し、次世代への経営継承等も難しくなっています。

【課題】

- 新たな販売方式の導入や加工等を通じた農産物の付加価値化、水田農業の収益性向上に向けた6次産業化への取組を強化する必要があります。
- AI、ロボットなど新たな技術を活かした農作業の省力化、軽労化、栽培技術の継承等への対応が求められます。

図2-1-1 施策展開の視点と取組課題、方向性



2 施策の柱

- 基本目標の実現に向け、「都市と農村がともに育む地域農業の振興【理解】」「次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立【再編】」「地域の特徴を活かしつつ、多様な取組による新たな農業の展開【挑戦】」の3つを施策の柱として掲げ、具体的な取組を進めていきます。

都市と農村がともに育む地域農業の振興

理解

安全・安心な市内産の農産物を安定的に供給していくという市民の期待に応えるとともに、大小様々な農業を通じてもたらされる多面的機能が、豊かな市民生活を支えていることへの理解を深め、環境にやさしい農業の取組や農業を活かした交流等を通じて、農業の振興を図っていきます。

次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立

再編

新規就農に係る初期投資やリスクが増大し、担い手確保は益々難しくなっています。水田農業においても、農家の高齢化、担い手不足が深刻化し農業用施設等、維持管理にも支障をきたしている状況です。

このため、地域の特徴を活かした収益性の高い農業の実現に向け、集落営農の再編や新規就農者の育成等を総合的に進めながら次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立を図ります。

地域の特徴を活かした多様な取組による新たな農業の展開

挑戦

多くの農産物の価格は大規模産地を中心に形成されており、小規模産地では異なる価値を生み出していく必要があります。

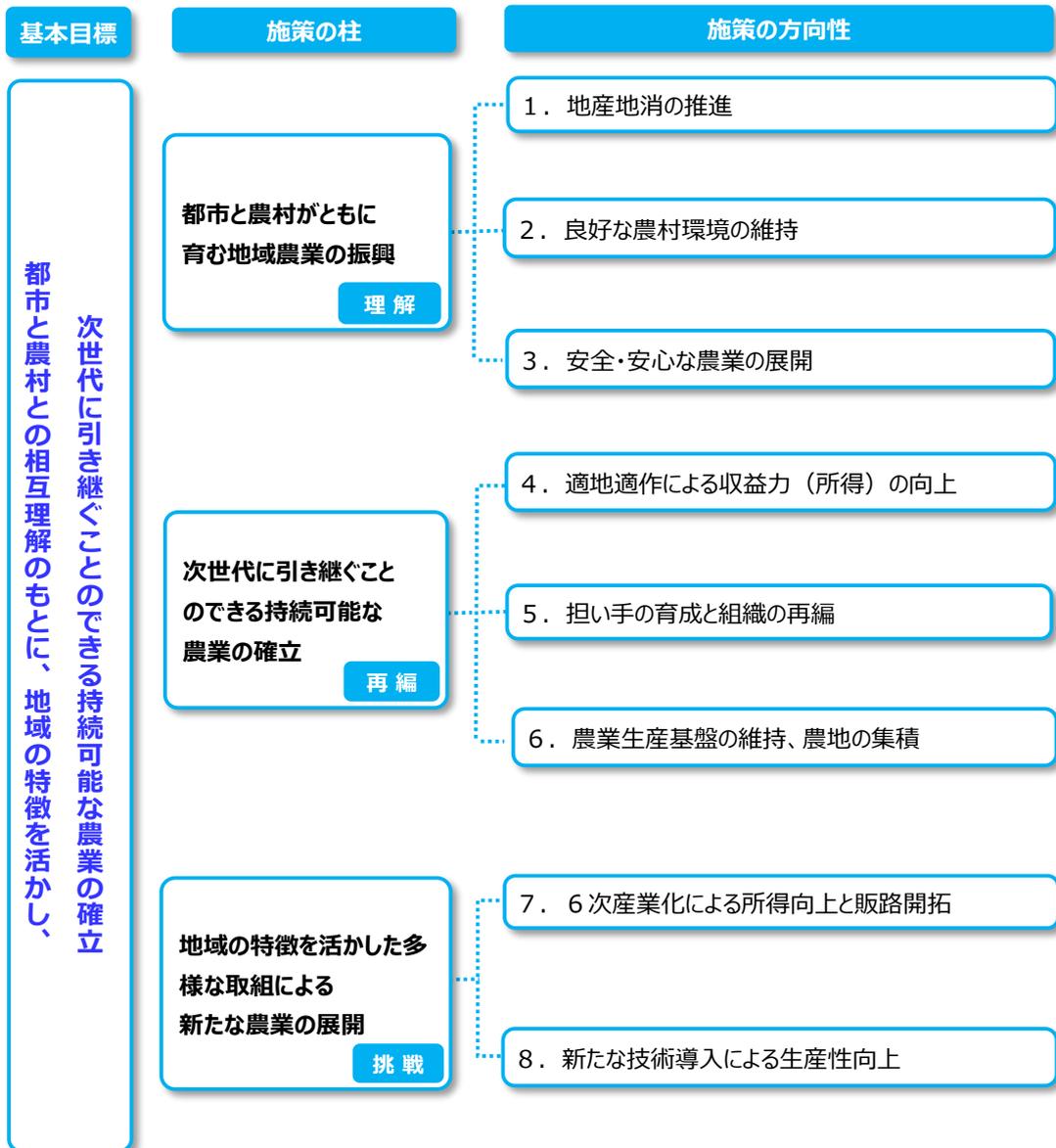
本市の農業は、水稻を中心としつつも、沿岸島しょ部から山間内陸部において、野菜や果樹、畜産等、多種多様な経営が展開されています。また、交通の利便性にも恵まれ、周辺地域には多彩な食品関連企業もあります。

こうした地域の特徴を活かし、新たな技術導入による省力化や生産性向上を図るとともに、新商品の開発や販路開拓等、6次産業化等に取り組むことで、収益性の高い農業を確立していきます。

3 施策体系

- 基本目標の下、農業振興施策の体系については、次の3つの柱と8つの方向性に沿って、具体的な取組を進めていきます。

農業振興施策の体系



Ⅲ 施策の展開

第1章 地産地消の推進

第2章 良好な農村環境の維持

第3章 安全・安心な農業の展開

第4章 適地適作による収益力(所得)の向上

第5章 担い手の育成と組織の再編

第6章 農業生産基盤の維持、農地の集積

第7章 6次産業化による所得向上と販路開拓

第8章 新たな技術導入による生産性向上

第1章 地産地消の推進

施策の考え方

安全・安心な市内産農産物の供給を通じて多くの市民が健康で豊かな食生活を送れるよう、農産物直売所を販売拠点として少量多品目農産物の生産・出荷の拡大を図り、また、学校給食での地場産農産物の利用拡大に向けた取組を強化していきます。あわせて、小中学校における食育※活動の充実や食農教育※の機会等を創出していくことで児童・生徒及び市民が農業への関心を高める契機としていきます。

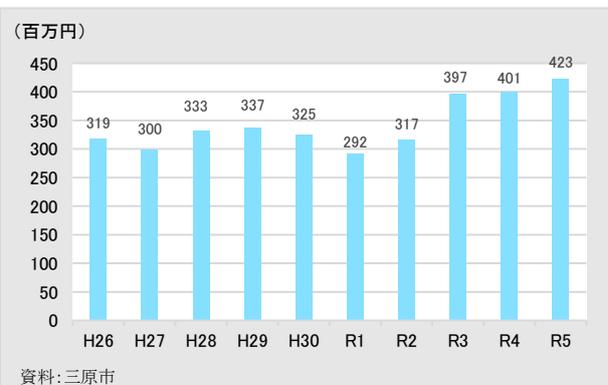
【現状・背景】

- 市内の主要な農産物直売所の売上は、道の駅みはら神明の里や北部地域からの集荷体制の充実によって約3億円から4億円を超えるまで増加しました。今後も需要の拡大が想定される一方、高齢化による生産者の減少等によってこれ以上出荷量を増やすことが難しい状況にあります。
- 直売所は、スーパーより値段が安いという消費者のイメージが強く、直接、収入増には結びつき難い面があります。
- 本市の学校給食の供給食数は一日あたり約6,300食で、農産物の年間使用量は約215トンとなっています。学校給食課やJA等関係者による地道な取組を通じて供給拡大が図られましたが、近年の地産地消率（地場産利用割合）は43%でこれ以上の増加は難しい状況です。
- 米、米粉はもちろんのこと、ほうれんそうやわけぎ、なす等、出荷時期にあわせて利用する品目については地産地消率が80%以上に達しているものもありますが、生産出荷者が少ないことや、たまねぎ、ばれいしょ、にんじん等、年間を通じた生産が難しい等が背景にあり、大幅な供給拡大は難しい状況です。
- また、令和2年度（2020年度）から「うまいぞ!!みはら」給食事業を年1回実施し、農畜水産物や生産者の紹介等を通じて食育※の推進とともに、地域農業や農産物への関心を高める取組を進めています。

【課題】

- 安全・安心な農産物（少量多品目）の生産、安定した供給を実現するため、生産者にとっても魅力ある直売施設の運営等を図っていく必要があります。
- 学校給食での地産地消率向上に向け、関係者の連携強化を図るとともに、児童・生徒を対象とした食育、食農教育※の取組を一層強化していく必要があります。

図3-1-1 農産物直売所の売上額推移（市内の主要店舗）



■ 平成26年（2014年）以降3億円程度で推移していたが、令和3年（2021年）から大きく増えている。
 ※売上額は、市内の主要な直売所5店舗（道の駅みはら神明の里、道の駅よがんす白竜、JA三原やっさふれあい市場（三原・本郷）、大和グリーンセンター）

※ 食育：「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。「知育」、「徳育」、「体育」とともに生きるための基礎となるべきものと位置づけられ平成17年（2005）年に食育基本法が制定された。

※ 食農教育：「食農教育」とは、食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深めるために、家庭における食事や学校給食、社会教育等を通して行う全般的な活動をいう。

【施策の展開】

1 農産物直売施設を核とした少量多品目の生産、出荷の拡大

○農産物直売施設を核とした生産、出荷の拡大

- 少量多品目の生産・出荷の促進（生産者への売場情報の提供、数量等に関わらず出荷できるしくみづくり等）
- 直売機能を活かした消費者との交流、直売所出荷品目を使った食べ方の提案
- 農家間の連携や、農福連携等の参加による就農者の増員

2 学校給食への農産物供給拡大と食育の推進

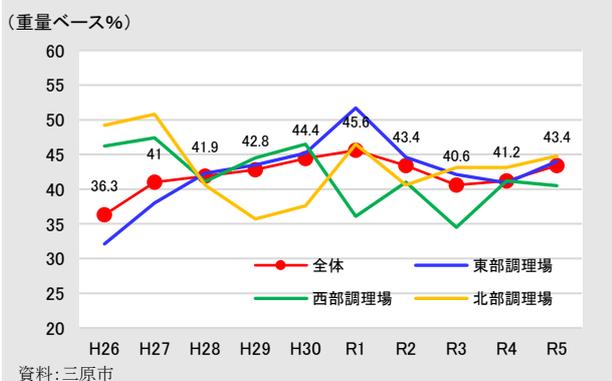
○学校給食への地場産農産物の供給拡大

- 市内産農産物の供給拡大に向けた体制整備（関係者の連携強化）
- 主要農作物等の生産・供給拡大
- 安定供給のしくみづくり（契約栽培、情報共有、体制強化）

○子どもを対象とした食育、食農教育の推進

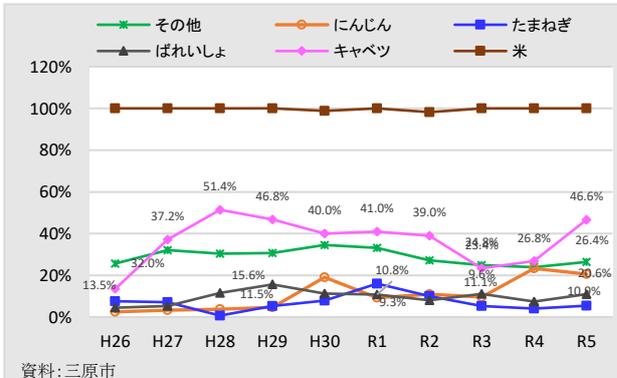
- 小中学校の児童・生徒への食育推進
- 食農教育の取組推進（市内農業の取組例等の紹介、献立表への市内農産物紹介）

図3-1-2 学校給食の地産地消率推移



■ 西部調理場など年による変動はあるものの、全給食数の約8割を占める東部調理場とともに全体の地産地消率(合計)は40~45%で推移している。

図3-1-3 学校給食主要品目の地産地消率



■ 主要品目のうち米はほぼ100%で推移。野菜のうち、キャベツは低い年もあるが4割程度、にんじんは令和4年(2022年)以降上昇、たまねぎ、ばれいしょは1割前後で推移。

第2章 良好な農村環境の維持

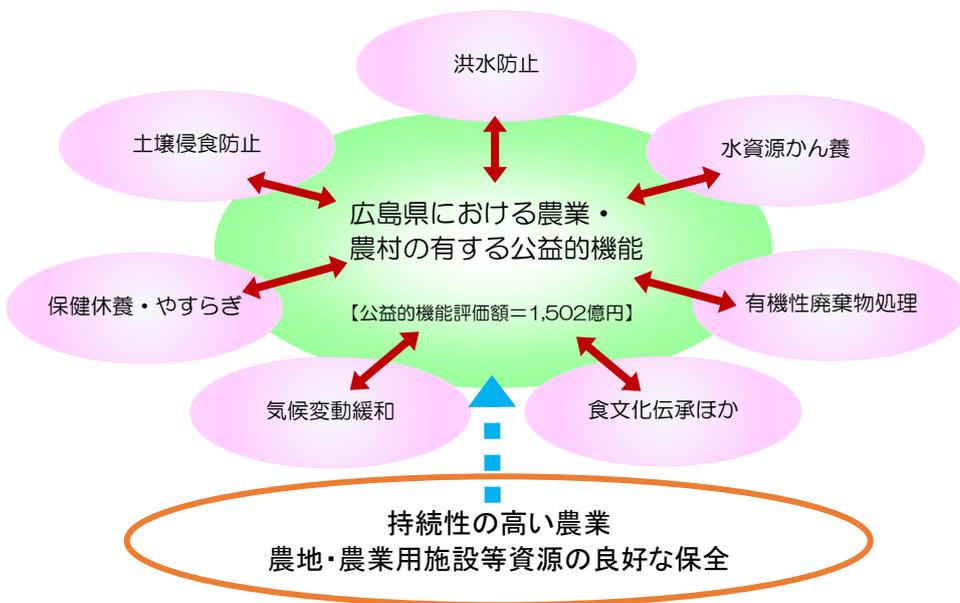
施策の考え方

本市の農業を健全に維持していく上では、農業・農村が良好に維持されることで発揮される多面的機能（洪水防止、土壌侵食・崩壊防止、休養・やすらぎ、食文化の醸成・伝承等）について多くの市民が理解・評価し、農業を支えていこうという機運を高めていくことが必要です。そのため、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を強化するとともに、多くの市民が農村を訪れ余暇活動等を通じて農業・農村を理解する機会を様々な形で創出していきます。

【現状・背景】

- 農業は、安全・安心な農産物を供給する役割だけでなく、洪水防止、土壌侵食・崩壊防止、気候変動の緩和や休養・やすらぎ等の様々な公益的機能を有し、生物多様性の保全にも影響を及ぼす等多くの役割を有しています。
- しかし、市民が農業のことを知る機会が少ないため、こうした農業のもつ機能や役割について市民の理解が進まない状況です。
- 市街地やその周辺地帯では、農薬散布や農業機械の騒音に対する地域住民の苦情や生活排水等による農業用水の水質汚濁等、農地と居住地の混在、混住化※等ともなうトラブルもみられ、また、農村部においても高齢化、過疎化の進展によって、農業の担い手が不足し、農地の遊休化が進んでおり、国の制度等を活用して、農村環境が維持されています。

図3-2-1 広島県における農業・農村の多面的機能評価額※



資料：広島県の農業・農村の公益的機能評価額（平成14年度（2002年度）策定）（広島県農林水産部）

※広島県の評価額1,502億円を三原市の耕地面積割合で按分すると、 $1,502 \text{ 億円} \times 8\% \text{ (耕地面積割合)} \approx 120 \text{ 億円}$

※ 混住化：農業集落において農家と農家以外（土地持ち非農家及び非農家）が混在して存在することをいう。混住化の割合とは、農業集落の全世帯に占める農家以外の世帯の割合をいう。

【課題】

- 農村地域を維持するため、農地や農業用施設を含む農村資源の保全に向けた集落共同の取組を今後とも維持していく必要があるとともに、そうした活動への参加者確保に向けた取組を強化していく必要があります。
- あわせて、保全実務に重点を置くために、事務負担の軽減をしていく必要があります。
- 農業振興に供する農地については、都市的土地利用との整序化を図り、担い手による生産性の高い農業の促進等を通じて効率的な土地利用と農村資源の保全を促していく必要があります。
- 以上の取組を通じて多くの市民が農業の多面的機能を理解・評価し、地域の農業を支えようという機運を高めていく必要があります。
- 多くの市民が農村を訪れ、安全・安心な農産物を購入したり、観光農園、自然休養村等での体験等を通じて地域の農業に触れながら理解を深める機会を創出していく必要があります。

【施策の展開】

1 農業・農村の多面的機能の維持、発揮

○秩序ある土地利用と良好な営農・生活環境の維持、保全

- 農業振興地域整備計画・地域計画の適正運用
※優良農地の担い手への集約、ゾーニング等検討

○多面的機能の維持、発揮

- 農地・農業用施設の良い維持、保全（集落機能の維持）
- 次世代の農家、非農家世帯員等の活動への参画、継承
- 直接支払等制度の効率的な活用、事務負担の軽減（事業説明、書類作成等）

2 農村資源等を活かした多彩な交流の促進

○都市と農村の交流促進

- 農業理解の促進（農業を通じた多面的機能保全等）
- 余暇活動、食育等、農業・農村ふれあい機会（高坂自然休養村等）の創出
- 他産業との接点拡大（農商工等）

図3-2-2 都市農村交流イベント風景



※ 農業・農村の多面的機能評価額：平成13年（2001年）、日本学術会議が全国の農業・農村の公益機能評価額を算定。多面的機能全体のうち推計可能な7項目（洪水防止、水源かん養、土壌侵食防止、土砂崩壊防止、有機性廃棄物処理、気候変動緩和、保険休養・やすらぎ）について評価額約8兆2,200億円と推計されている。広島県の評価額は農林水産部が平成14年（2002年）に参考値として1,502億円と推計している。

第3章 安全・安心な農業の展開

施策の考え方

安全・安心な農産物の生産と供給を図るため、JAや直売所、関係機関等と連携し、農薬の適正使用及び農産物や加工品の適正表示について周知、徹底するとともに、消費者である市民が合理的な食品選択ができるよう食品表示制度等の周知を図っていきます。あわせて、環境負荷の低減、生物多様性の保全等に資するため、耕畜連携を通じて、土づくりを基本とした持続性の高い農業の取組を推進していきます。

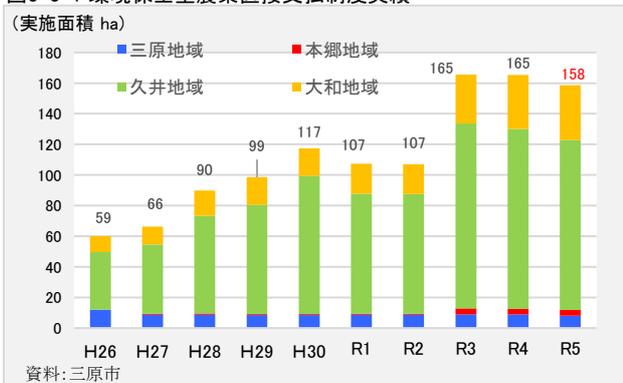
【現状・背景】

- 生産に係る安全・安心対策については、既に、JAや農産物直売所及び関係機関が連携し、農薬・肥料の適正利用に向けた指導や制度改正等にもなう情報提供、制度の周知等に努めていますが、消費者への制度の周知が十分ではなく、農産物の特性を踏まえた食品の選択、購買行動が出来ないことが危惧されます。
- 令和4年（2022年）7月に、環境負荷低減を推進するため「みどりの食料システム法」が施行されました。今後、環境負荷低減の取組が国の補助金給付の要件として位置付けられることが増える状況が見込まれます。（クロスコンプライアンスの導入、拡大）
- 化学肥料・化学合成農薬の使用を減らし、堆肥を活用した土づくり等に取り組む環境保全型農業※は市内で徐々に拡大しており、環境保全型農業直接支払制度の取組面積は、令和5年度（2023年度）では158haとなっています。

【課題】

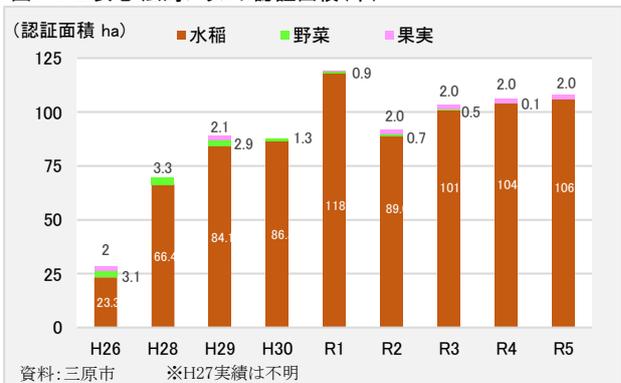
- 関係機関、団体等連携を図り、農薬の適正使用の推進、栽培履歴の記帳の徹底、家畜伝染病※等の防止対策の徹底、農畜産物等の適正表示を通じて安全・安心な農畜産物の生産及び出荷に努めていく必要があります。
- 消費者に対しても食品表示制度に対する情報提供を通じて合理的な食品選択ができるよう支援する必要があります。

図3-3-1 環境保全型農業直接支払制度実績



■ 現在の制度となった平成26年度(2014年度)以降から取組面積が増加。久井地域での取組が大幅に拡大している。

図3-3-2 安心!広島ブランド認証面積(市)



■ 安心！広島ブランドの認定面積は、平成28年(2016年)に大幅に増加。作物は水稲が殆ど。

※ 環境保全型農業：農業の持つ資源循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減等に配慮した持続的な農業。
 ※ 家畜伝染病：家畜伝染病予防法に規定された家畜の伝染性疾患であり、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等、家畜とその伝染性疾患ごとに28の疾患を家畜伝染病として指定されている。

- 市内全域で、環境負荷の低減に向け、みどりの食料システム法に則った環境保全型農業の取組とともに、安心！広島ブランド認証*等の取得や認証農産物のPR等について県と連携し消費者に周知していく必要があります。

【施策の展開】

1 安全・安心な農産物の生産と供給拡大

- 安全・安心な農産物等生産促進
 - 農産物、加工食品等表示の適正化（巡回調査、研修会等）
 - 食品表示等消費者理解の促進（制度の周知）
 - 家畜伝染病等防止対策（関係機関連携）
 - GAP*（農業生産工程管理）認証の取得促進（啓発）

2 地域資源を活かした環境にやさしい農業の推進

- 環境保全型農業の推進
 - 地域資源を活かした土づくり（堆肥投入助成）
 - みどりの食料システム法に基づく認定の取得促進（啓発）
 - メタン排出抑制技術の定着、普及（秋耕、中干し延長、Jークレジット*検討等）
- 特別栽培農産物*等の販売力支援
 - 県との連携による認証制度等促進、消費者へのPR、市HP紹介による認知度向上

図3-3-3 安心！広島ブランド認証マーク



- ※ 安心！広島ブランド認証：食の安全・安心の確保と地産地消を推進するための認証制度。平成16年(2004年)8月に広島県が創設。化学合成農薬等を慣行使用の5割以下に抑えて栽培された農産物を認証する特別栽培農産物認証等がある。
- ※ GAP： Good Agricultural Practicesの略。生産工程に係る点検項目に従い作業を記録、点検・評価、改善に取り組む農業生産工程管理手法の一つで、農林水産省が推奨するJGAP(ジェイ・ギャップ)に取り組まれている例が多い。
- ※ Jクレジット制度：CO₂等の排出削減量・吸収量を国が認証し、取引を可能とする制度。農業者は、クレジットの販売収入が期待できる。
- ※ 特別栽培農産物：生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のことに比べて化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

第4章 適地適作による収益力（所得）の向上

施策の 考え方

本市の農業の面的な広がりにおいて多くを占める水田農業では、農地の担い手への集積や省力化技術の導入を図りつつ、需要に即した生産をめざし、WCS用稲や飼料用米、米粉用米等の新規需要米[※]の生産性向上を促していきます。

園芸作物では、重点6品目について、担い手育成と合わせて生産基盤の確保、整備とともに収益性の高い農業経営の実現をめざし必要な施策を進めます。

畜産経営では、耕畜連携による資源の有効利用、経営基盤の強化、家畜伝染病等防止対策等の徹底によって経営の安定、拡大を促します。

1 地域特性を踏まえた水田農業の振興（主食用米、新規需要米、加工用米、大豆、麦）

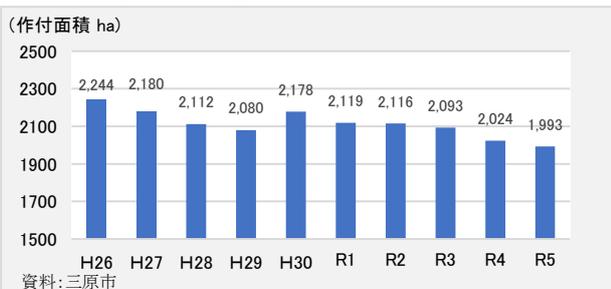
【現状・背景】

- 平成30年（2018年）産から、産地と生産者が中心となって需要に応じた生産を行う米政策へと見直されました。
- 米の需要の減少傾向が続くなかで、就農者の高齢化や離農、後継者不足が進み、米価低迷に加え、年々上昇する資材の高騰により、水田農業のさらなる経営環境の悪化が懸念されています。
- 現在、本市における水田農業振興の基本的な枠組みを整理した水田収益力強化ビジョン[※]に即し経営安定に向けた各種対策を進めています。市内全域で飼料用米、久井・大和地域ではWCS用稲、大和地域では米粉用米、ハトムギ等、地域の特性を活かした土地利用型作物に取り組んでいます。

【課題】

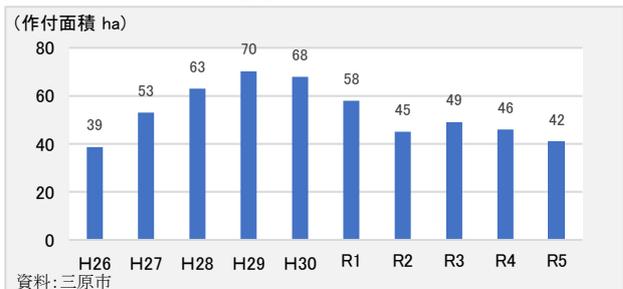
- 水田農業では、全国的な米の需給動向等に注視しつつ、省力化や低コスト化に向けたスマート農業[※]等の新たな技術の導入、技術の確立及び普及に取り組んでいく必要があります。
- 主食用米については、実需者等のニーズに応じた品種への誘導、基本技術の徹底、適期作業等を通じた品質の安定、単収確保に向けた取組を進めていく必要があります。
- 新規需要米については、国や県の施策動向に注視した生産が必要です。

図3-4-1 主食用米の生産推移(市)



- 米価下落や新規需要米等への転換等により生産量は減少。
- 南部では恋の予感、コシヒカリ、キヌヒカリ、北部ではあきさかり、あきろまん、コシヒカリの栽培を推奨している。

図3-4-2 WCS用稲の生産推移(市)



- 久井・大和地域で組織的に生産されており、生産は拡大傾向にあるが、H29年(2017年)以降は横ばいで推移。
- 品質の安定、コスト削減、機械更新等に課題を抱えている。

※ 新規需要米：国の米政策(経営所得安定対策)に関連した米の生産区分の一つ。新規需要米とは、主食用米、加工用米(みそ、菓子原料等)、備蓄米以外の区分に該当し、WCS用稲や飼料用米、米粉用米等、生産数量目標の外数として取り扱われる。

【施策の展開】

(1) 需要に即した米づくりの促進

- 高温耐性品種、多収品種の導入、普及
- 学校給食向け特別栽培米等の生産振興

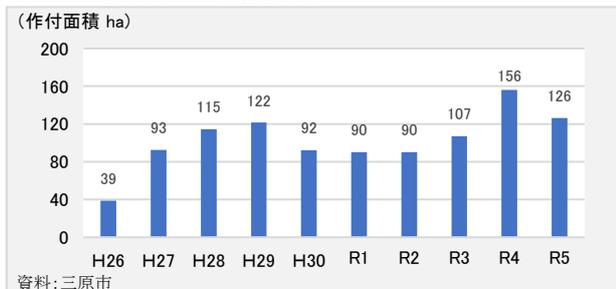
(2) 収益性向上の促進

- 米粉用米、飼料用米等生産性向上支援
- 高収益確保のための畑作物の生産拡大等支援

(3) 省力化、低コスト化のための技術確立、普及

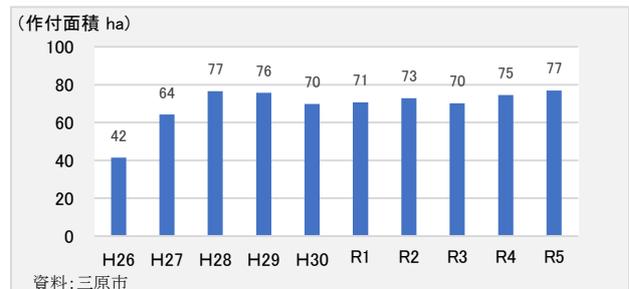
- 直播栽培等普及、密苗栽培技術普及（高密度播種・稚苗移植による苗箱削減等）
- ドローン、無線草刈機、ICT等の新技術導入、普及

図3-4-3 飼料用米の生産推移(市)



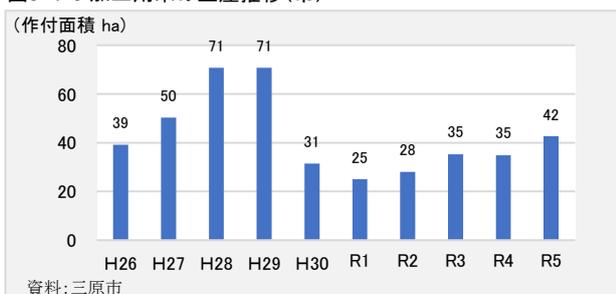
- 三原地域を中心に生産拡大。全農のほか需要者に直接販売。
- 多収品種に取り組むなかで、今後の単収増が課題となっている。

図3-4-4 米粉用米の生産推移(市)



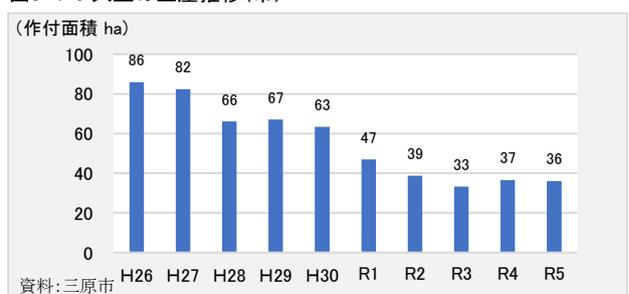
- 米粉麵用として以前から大和地域(JA広島中央を需要先)を中心に生産。製粉工場の誘致等により需要の一層の拡大に取り組んでいる。

図3-4-5 加工用米の生産推移(市)



- 平成25年(2013年)以降、三原・久井地域で生産は拡大。
- 一定の需要はあるが、政策動向の影響等によって生産量は減少。

図3-4-6 大豆の生産推移(市)



- 排水不良等によって生産性が低く、新規需要米等に作付けが転換したことで生産量が減少。

※ 水田収益力強化ビジョン:水田を生かした産地づくりのための方向性をまとめたもので、ビジョンに基づき、経営所得安定対策の産地交付金が地域の農業者に対して交付される。

※ スマート農業:ロボット技術やICTを活用した新たな農業を「スマート農業」として、農林水産省や民間企業等も含めて農作業の省力化、軽労化、栽培管理の精密化等、様々な分野での研究開発、技術導入、実用化に係る取組が進められている。

2 特長を活かした園芸作物の生産振興

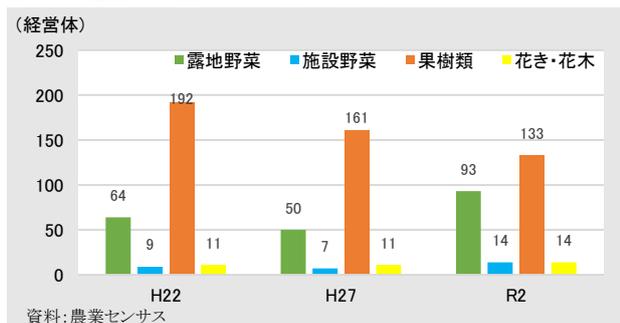
【現状・背景】

- 野菜の生産では、わけぎ、ばれいしょ、キャベツ、ほうれんそう、トマト、白ねぎの6品目を重点振興作物とし、拡大支援を通じて生産振興を図ってきましたが、生産資材の高騰により、農家数は減少している状況です。
- 水稻以外の作物の生産が定着している農地については、水田を畑地化して畑作物（野菜等）の本作化に取り組む農業者に対して、畑地化利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進しています。
- わけぎについては生産者の高齢化が進み、生産面積は半減、出荷量は大幅に減少し、令和5年（2023年）の生産面積は4.9ha、販売量は39トンとなっています。
- キャベツ、ばれいしょ等、水田を活用した野菜の生産は、排水不良とともに労働力不足等によって生産性が改善せず、面積・出荷量ともに減少しています。
- ほうれんそうやトマトについては、平成30年（2018年）より市の重点振興作物に指定し、企業による農業参入や全農ひろしまのチャレンジファーム等、新たな取組によって収益性の高い施設園芸として、担い手の育成とともに産地化が期待されています。
- 果樹については、北部のもも、ぶどう、南部の柑橘等、地域特性を活かした生産に取り組んでいます。柑橘の生産者は減少していますが、ニーズの高いレモン園の団地化等、担い手育成も含めた生産拡大に取り組んでいます。

【課題】

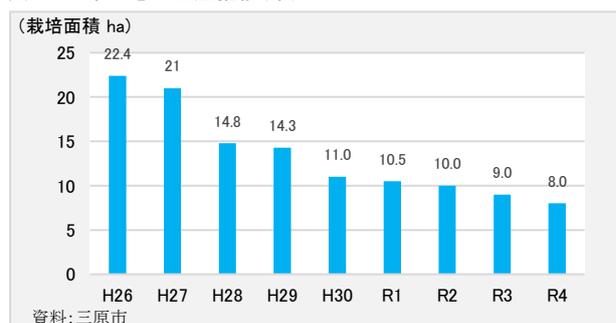
- 担い手育成も含めて重点振興作物を見直し、栽培適地、生産主体とともに経営指標等を明確化し、適地適作による生産振興を図っていく必要があります。
- 生産技術の安定向上とともに、水田の排水対策の徹底、園芸用ハウスの導入と適地の確保等について一体的に推進していく必要があります。
- 産地化や地産地消の推進とともに、担い手の育成を念頭に、経営規模、所得形成の意向等に応じたモデル経営の確立と普及について関係機関、団体が連携し、共通認識のもとで推進する必要があります。
- 果樹については、地域特性を踏まえた品目について生産振興を図るとともに、さらなる需要が見込まれるレモン等について、担い手育成とともに生産性向上を図っていく必要があります。

図3-4-7 園芸作物生産経営体の推移(市)



園芸作物は平成22年(2010年)まで一旦は大きく減少したものの、これ以降は、増える傾向にある。果樹の減少傾向は続いている。

図3-4-8 わけぎの生産推移(市)



わけぎの栽培面積は平成26年(2014年)の22haから平成30年(2018年)には11haと半減。以降も微減傾向が続く。

【施策の展開】

(1) 重点品目の生産振興

- 新規就農者の育成、規模拡大とあわせた生産振興対策
- 生産性の高い基盤確保（農地、排水、ハウス等）支援
- 次世代型経営モデルの構築（関係機関との連携）

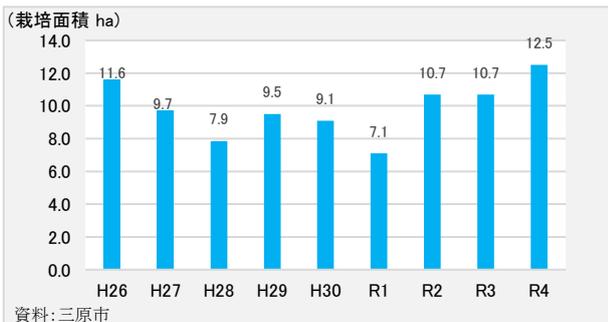
(2) 重点品目以外の生産振興

- 地域の特長ある野菜の生産振興（振興品目）
- 農産物直売施設を核とした少量多品目の生産（野菜、花き等）
- レモン園の団地化
- 観光と連携した農業経営

(3) 技術継承、生産性向上のためのICT等の導入促進

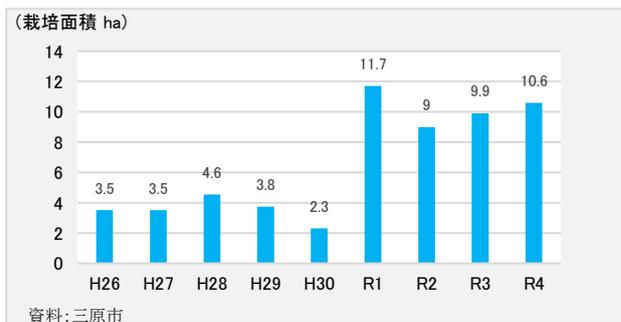
- 栽培技術の見える化、栽培管理の高度化等支援

図3-4-9 ばれいしょの生産推移(市)



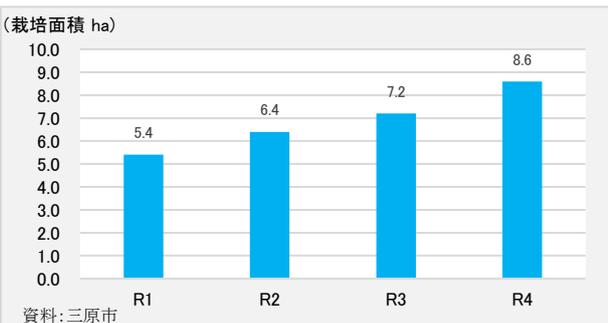
▶ ばれいしょの栽培面積は、栽培面積及び出荷量とも横ばいで推移。令和2年(2020年)以降は微減。

図3-4-10 キャベツの生産推移(市)



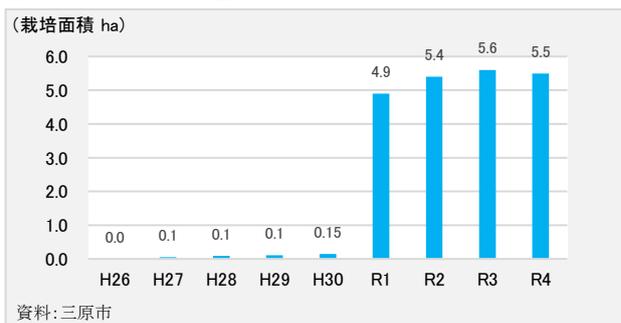
▶ キャベツの栽培面積は令和元年(2019年)以降大幅に増加し、以降は横ばいで推移。

図3-4-11 白ねぎ生産推移(市)



▶ 白ねぎの栽培面積は、増加傾向にある。

図3-4-12 ほうれんそう生産推移(市)



▶ ほうれんそうの生産は、企業の農業参入によって、令和元年(2019年)以降まとまった面積で取り組まれている。

3 耕畜連携による経営の安定、生産性向上

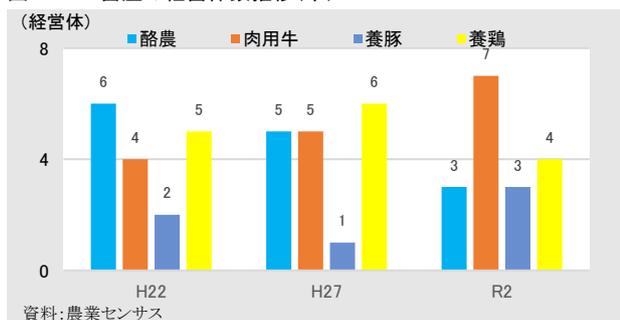
【現状・背景】

- 肉用牛、酪農、養豚、養鶏等、大規模経営体を含め、多彩な畜産経営が展開されているなかで、飼料の生産・供給、堆肥の製造・供給、WCS用稲の供給等、耕畜連携を通じた効率的な経営が展開されてきました。
- 飼料や燃油等の価格上昇による経営コストの増大、国内人口の減少や高齢化等にもともなう需要量の減少や嗜好の変化、さらに、輸入牛肉等の現地価格の上昇、物価上昇に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等、畜産経営を取り巻く環境が目まぐるしく変化するなかで、担い手の経営安定や次世代への経営継承等について不安視する状況もあります。
- また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生は、畜産経営に大きな被害をもたらすため、その発生、拡大等が危惧されています。

【課題】

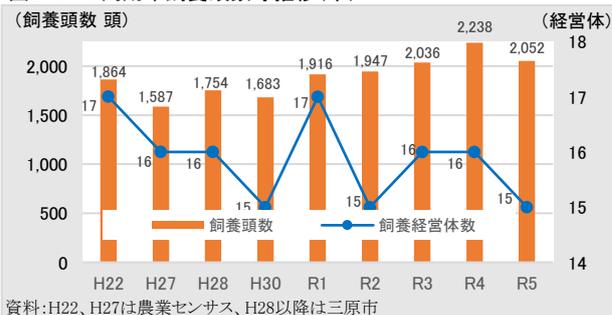
- 大規模な畜産経営体のある久井地域、大和地域では稲作においても大規模な経営体が多く、畜産経営体にとっては飼料基盤の安定確保、耕種農家にとっては水田農業の収益性向上に向けて今後とも耕畜連携の取組を進めていく必要があります。
- WCS用稲や飼料用米の生産では、生産コスト、労働力、品質等での改善も求められており、生産性の高い品種導入とともに直播栽培等の省力化技術の確立、普及を図っていく必要があります。
- 耕畜連携による飼料生産とともにTMR給与方式*の導入等により、畜産業者の経営の安定を図る必要があります。
- また、家畜伝染病対策等については、関係機関・団体の連絡体制、連携強化を図っていく必要があります。

図3-4-13 畜産の経営体数推移(市)



➤ 畜産の経営体数は、いずれも減少しているが、酪農以外の飼養頭羽数は減少していないことから、一定規模以上の経営体は維持されている。

図3-4-14 肉用牛飼養頭数等推移(市)



➤ 肉用牛の飼養頭数は平成22年(2010)年以降は、経営体数ともに概ね横ばいで推移している。

* TMR給与方式: TMRは、Total Mixed Rations の略で混合飼料のこと。牛の養分要求量に合うように粗飼料・濃厚飼料・ミネラル・ビタミン等をすべて混合し給餌させる方式。県内では、三次市三和町に酪農用、三良坂町に和牛用TMRセンターがある。

【施策の展開】

(1) 耕畜連携による畜産経営の安定、拡大

- WCS用稲等生産性向上
- 家畜排せつ物等、未利用資源の活用

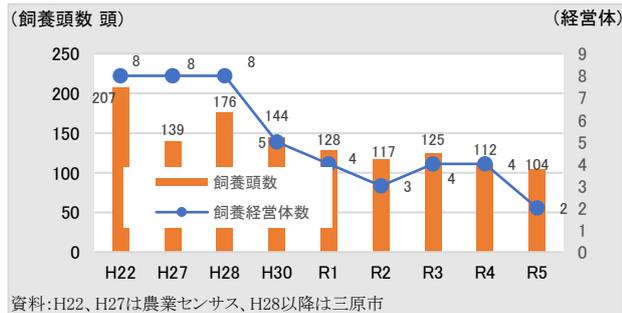
(2) 畜産経営の拡大、安定

- 畜産経営規模拡大、生産性向上（飼料生産の外部化、飼養管理等の高度化）

(3) 家畜伝染病等安全対策の徹底

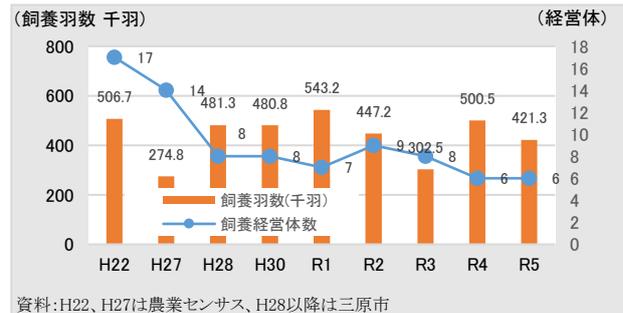
- 伝染病対策等の徹底（飼養衛生管理）

図3-4-15 乳用牛飼養頭数等推移(市)



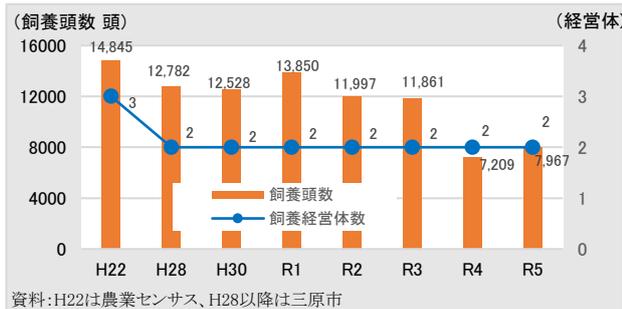
➤ 乳用牛の経営体数及び飼養頭数は、平成22年(2010年)にかけて大きく減少したが、以降は概ね横ばいで推移している。

図3-4-16 採卵鶏飼養羽数等推移(市)



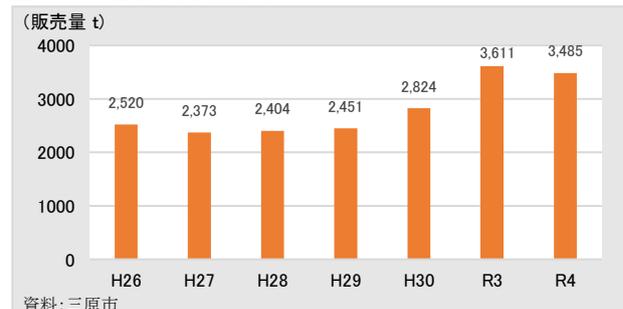
➤ 採卵鶏の飼養経営体数は、減少しているが、飼養羽数は平成28年(2016年)以降は40万羽前後で推移している。

図3-4-17 養豚鶏飼養頭数等推移(市)



➤ 養豚については、概ね横ばいで推移している。
 ➤ ※平成27年(2015年)の飼養頭数は不明

図3-4-18 堆肥の販売量推移(市)



➤ 久井・大和地域の両堆肥センターで生産され販売されている堆肥の量はここ数年増加し、3500トン程度となっている。

第5章 担い手の育成と組織の再編

施策の 考え方

水田農業では、高齢化や担い手不足が進むなかで、経営環境の変化に対応しつつ省力化・低コスト化に結び付く新たな技術の導入等を促しつつ、持続性の高い経営を確立するため集落法人等の再編とともに新たな担い手の育成に取り組みます。

収益性の高い農業の実現に向けて、産地育成とあわせて新規就農者の確保・育成を着実に進めるため、受け入れ体制の整備、生産基盤の確保等に取り組んでいきます。あわせて、新規就農者等の雇用就農の受け皿の確保も念頭に企業的経営体の誘致に取り組んでいきます。

1 営農組織の再編を通じた水田農業等の経営安定

【現状・背景】

- 平成13年度（2001年度）以降、集落法人の設立が進み、令和5年度（2023年度）までに延べ38法人が設立され、約831haの農地が集積されたことで、稲作における機械投資の削減や効率的な転作作物の生産等を通じて水田農業の省力化と収益向上、さらに、農地及び農業用施設等の農村資源の保全に大きく貢献してきました。
- 三原市の個々の集落法人の経営面積は、40ha未満が9割を占め、また、半数近くは20ha未満です。
- 米の需要量が年々減少し、将来的な米価とともに生産原価の高騰による経営環境の見通しが難しくなっているなかで、集落法人による従来の農地集積は年々困難な状況です。
- 既設法人では役員やオペレーターの世代交代、後継者の確保が益々難しくなっていくなかで、将来的な法人運営に不安を抱える地域も多い状況です。
- こうした状況に対応するため、一部の地域において、農業資材の共同購入や農産物の共同販売を行っている事例もあります。

【課題】

- 担い手不足に対応するとともに、1人あたりの所得を向上させ、地域農業の持続性を高めていく必要があります。
- 既存の集落法人の経営安定に向けた新たな取組として外部からの人材確保、若者等の雇用の受け入れとそのための経営高度化等に係る取組をいかに進めるかが課題となっています。
- 営農条件が良い農地と悪い農地を区別して将来の農地利用の姿を明確にする必要があります。

【施策の展開】

(1) 所得の向上に繋がる持続可能な農業の推進

- 営農条件の良い農地への経営の集中
- スマート農業導入促進による経費の削減

(2) 地域計画の実行(将来像の共通認識、農地の集約)

- 営農条件の良い 生産性の高い農地の集積、集約
- 農業サービス事業者への支援
- 条件に応じた農地の多様な取組（粗放的作物導入、多面的機能維持等）

(3) 人材の育成、確保の推進

- 集落営農に参画する次世代農業者等の確保、育成（就農助成等）
- 経営能力向上のための研修、専門家・講師派遣
- 外部からの経営人材の受け入れ支援

(4) 集落法人の広域連携等の促進

- 機械共同利用、農作業受委託等連携（農業サービス利用等）、資材の共同購入、農産物の共同出荷等の促進等（連携協議の場づくり等）

(5) 労働力の確保等支援

- 農福連携促進等、農業者間連携
- 他産地連携、求人アプリの活用（取組事例等情報提供、研修会等開催）

図3-5-1 広域連携に向けた話し合い風景



2 認定農業者等の育成、確保

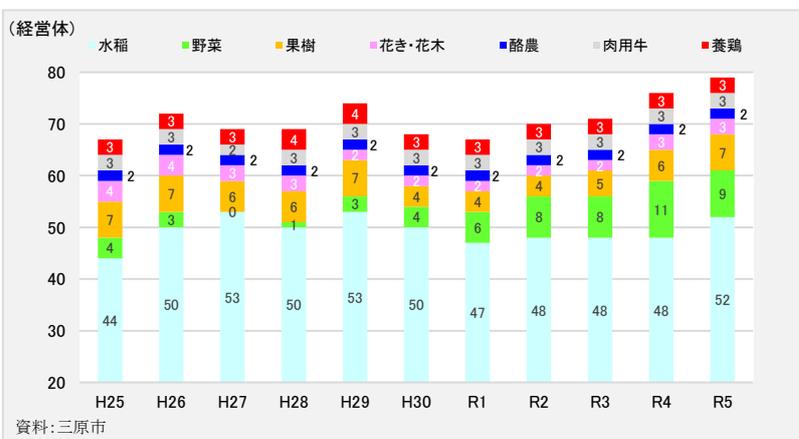
【現状・背景】

- 令和5年度（2023年度）末の認定農業者数は79経営体（広域含む）で近年増加しており、うち54経営体は法人経営（うち集落法人が35）で68%を占めています。
- 部門別では、水稲（単一及び複合経営）が52経営体、野菜が9経営体、果樹が7経営体、花き・花木は3営体、これ以外は畜産部門で酪農が2経営体、肉用牛が3経営体、養鶏が3経営体となっており、水稲部門が全体の2/3を占めています。
- 新規就農者については、JA全農ひろしまやJAひろしま（三原地域営農経済センター）の協力による高坂地区でのトマトの研修制度や、JA広島果実連による佐木島地区でのレモンの研修農場等が整備され、担い手育成の新しい動きとして期待されています。

【課題】

- 担い手として、三原市の農業をリードし、支えていくために、農地、施設、技術、資金、労力のほか、定住対策も含め、対応できる体制づくりを市・県・JAと連携し、整備していく必要があります。
- 生産基盤や労働力の確保、多額の初期投資等、新規就農にともなう負担が年々増加するなかで、新たな担い手を育成するには、自営就農だけでなく雇用就農の受け皿を確保し、拡大していく必要があります。

図3-5-2 生産部門別認定農業者推移



➤ 認定農業者数は、横ばいで推移していたが、令和元年(2019年)以降、野菜部門の増加とともに総数も増え、令和5年(2023年)の認定農業者は79となっている。

【施策の展開】

(1) 新規就農者の受け入れ・育成体制の充実

- JAひろしま（三原地域営農経済センター）、JA全農ひろしまとの連携による「三原市における新規就農支援プラン」の実施
- 新規就農者への研修支援（定着等の支援）
- JA広島果実連による佐木島（鷲浦農園）レモン農園の拡大
- 認定新規就農者への経営支援（国：農業次世代人材投資事業・経営開始型）
- 認定新規就農者へのきめ細かいフォロー実施（就農状況確認、経営実態把握）

(2) 認定農業者の育成支援

- スマート農業の導入支援
- 認定農業者への経営支援（経営診断、営農相談、農業制度資金、準備金制度）
- 農地集積・集約、省力化のための農業用機械施設の導入支援
- 農福連携促進、女性・高齢者等あらゆる人材の活用検討（取組事例等情報提供、研修会等開催）
- 他産地連携、求人アプリの活用（取組事例等情報提供、研修会等開催）

3 企業等による農業参入の促進

【現状・背景】

- 農業に参入した企業は、13経営体あり、現在、9経営体が経営し、農地集積面積は約60haに及び、各経営体が複数の従業員を常時雇用する等、様々な波及効果が発現しています。
- 多くは野菜等園芸作物の生産を中心とした経営に取り組まれています。生産技術とともに資機材等調達や労力確保、出荷・流通体制等を含めて農業参入は多くの負担とリスクを抱えることが多い状況です。
- 一方で、資本力とともに経営ノウハウを有した大規模経営体の参入が今後の農業振興を図っていく上では不可欠な要素となっています。
- 市内の参入事例においても、意欲ある若者の雇用によって、農業経営のみならず地域の後継者の育成、確保を図っていくうえでも大きな期待が寄せられています。

【課題】

- 経営の安定と高度化の視点から、大規模経営に取り組む企業の誘致とともに、参入企業を支援する等、市として主体的に担い手を育成、確保していく必要があります。
- また、大規模経営が可能な、まとまった農地や営農計画に必要なデータの情報提供等、関係機関と連携し、企業等誘致のための取組を進めていく必要があります。

【施策の展開】

(1) 農業参入企業の受け入れに向けた情報提供

- 地域計画に基づく農地情報の把握と紹介
- 企業が求める情報（目的に沿った農地）を迅速に提供できるデータの蓄積
- 雇用就農のための人材データ作成

図3-5-3 企業参入のほ場



第6章 農業生産基盤の維持、農地の集積

施策の 考え方

収益性の高い農業、持続可能な水田農業の確立に向け、導水路等農業用施設の維持保全に係る集落共同作業等の取組を促進するとともに、優良農地を確保し、担い手に集積するため関係者の連携強化を図りつつ、農地所有者等への働きかけ等、調整活動に取り組んでいきます。

有害鳥獣による農作物被害等を防止するため、地域の主体的な取組を基礎として専門の指導員等による支援体制を確保し、「環境改善」「侵入防止」「捕獲」による総合的な対策を図っていきます。

1 農業生産基盤の維持、保全

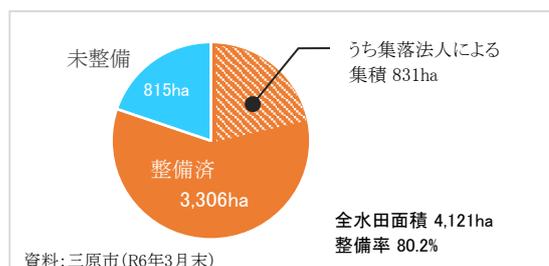
【現状・背景】

- ほ場整備をはじめ、農業用施設の整備は概ね完了しています。現状では、三河ダムを水源とするパイプライン整備や、必要に応じて、深見地区でのほ場整備を進めています。しかし、過去の整備施設では経年劣化による機能低下が見られ、ため池では老朽化とともに、権利関係が複雑化することで管理の対応に苦慮する状況も生じています。
- 農業用施設の老朽化に対しては、関連施策を活用し機能維持や長寿命化の活動に取り組んでいますが、高齢化による活動参加者の減少や制度活用に伴う事務負担の軽減を求める声も少なくありません。
- 排水機施設の老朽化が進んでおり、定期的に点検し、機器や設備の動作を確認し、必要に応じて改修や部品交換等を行っています。

【課題】

- 水利施設は、長期間にわたり使用されるため、定期的な点検や保守作業が必要です。早期に劣化を発見し、適切に修繕を行うことで機能低下を防ぎ、その結果を基に必要な修繕計画を立てる必要があります。
- ため池の老朽化と権利関係の複雑化については、地域住民との協議を重ねながら、管理規約の整備や権利関係の整理を進める必要があります。さらに、地域住民への情報提供や研修を行い、共同管理の意識を高めることも必要です。
- 設備が旧式のため、排水機施設の運転・管理が負担となっています。
- 大型機械導入には、区画の再整備が必要です。

図3-6-1 ほ場整備実施状況(市)



➤ 三原市のほ場整備実績面積は、3,306haで整備率は80.2%。うち集落法人に集積されている面積は約2割に相当する831haとなっている。

【施策の展開】

(1) 農業用施設の維持、保全のための活動促進

- 集落共同活動の促進、支援（多面的機能支払※）
- 後継者確保等啓発（他出後継者、非農家への啓発）
- 事務負担の軽減、広域的・組織的対応の促進
- ICT化による自動運転等の施設管理の効率化

(2) 生産性向上のための基盤整備の推進

- 生産性の高い農地の再整備

図3-6-2 三河ダム



図3-6-3 多面的機能支払制度に係る共同作業の風景



※ 多面的機能支払制度：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能を維持、発揮するための地域活動や営農の継続等に対して国等が支援する制度。

2 農地利用の最適化

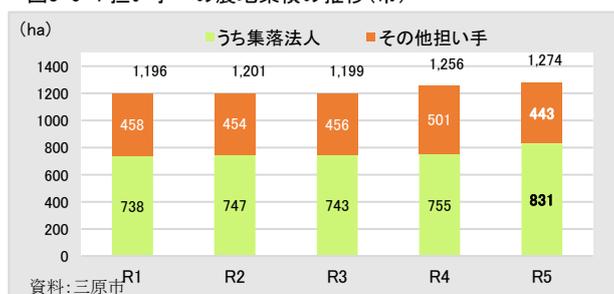
【現状・背景】

- 担い手への農地集積は集落法人も含めて1,274haで、耕地面積に対して約2割に留まっており、農家の高齢化、担い手不足によって水田を中心に農地の利用率の低下による遊休農地の拡大が懸念されています。
- こうしたなかで、農地中間管理機構法[※]等の改正によって、農地中間管理機構を通じた農地集積が進められており、実績は593ha（令和6年（2024年）10月末現在）となっています。
- 集落営農等の再編を通じて水田農業の経営安定、持続性の確保に努めていくなかでも、すべての農地を維持、管理していくことは難しい状況となっています。
- 市内19地区において、地域での話し合いにより、将来の地域農業を計画した地域計画を策定しました。

【課題】

- 集落の農地、農業用施設等の維持、保全等に係る活動も含め、地域住民の話し合いにより、地域計画を見直しながら実践していく必要があります。具体的には、営農条件の良い農地については、収益性の高い農業をめざす意欲のある担い手に集約し、営農条件の悪い農地についても、国の交付金等を活用しながら保全を図るとともに、利用条件（形状・まとまり）、所有条件（所有者の在・不在）、周囲への影響等考慮しつつ農地利用の基本的な考え方等について検討、整理していく必要があります。

図3-6-4 担い手への農地集積の推移(市)



- 担い手への農地集積面積は、全体で1,274ha、このうち60%に相当する831haが集落法人に集積されている。
- 担い手への集積面積は、ほ場整備実施面積(3,306ha)に対しては39%となっている。

※ 農地中間管理機構法(事業):農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年(2013年)12月成立)に基づき、平成26年度(2014年度)において全国各都道府県に農地中間管理機構を設置し、農用地等の有効利用を図りつつ農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地の利用集積・集約化を進めるため農用地等の中間的受け皿となる組織として農地中間管理事業を実施している。

【施策の展開】

(1) 優良農地の担い手への集積促進

- 地域計画の策定、更新による農地集積・集約や、話し合い等支援
- 地域計画を利用した優良農地情報の管理

(2) 立地条件を踏まえた多様な農地利用の促進

- 農業振興地域整備計画の見直し、適正運用
- 条件別農地利用・保全の在り方検討

図3-6-5 地域計画(目標地図)の策定による農地の集積・集約

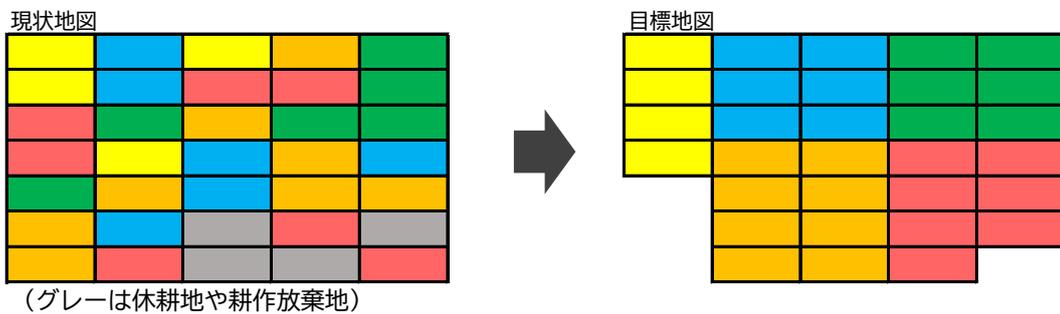
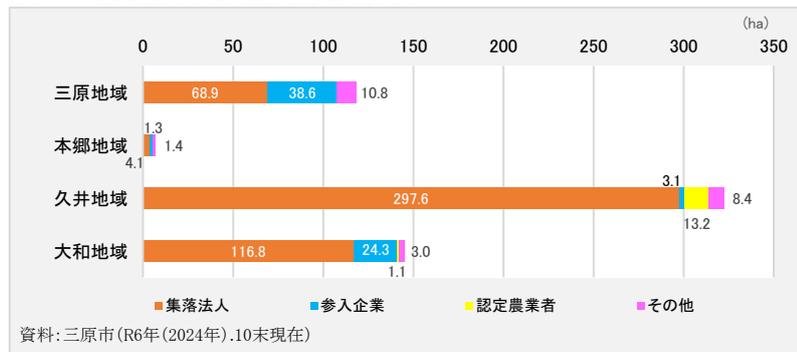


図3-6-6 農地利用配分面積(中間管理事業)



➤ 農地中間管理事業を通じた農地の利用権設定については、集落法人に対する設定が殆どを占める状況で、地域的には久井地域と大和地域で全体の約8割を占める状況。

3 有害鳥獣被害対策の強化

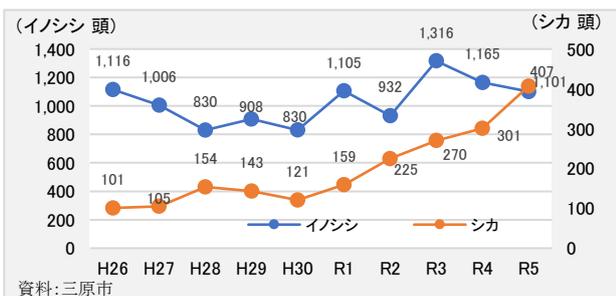
【現状・背景】

- 有害鳥獣による農作物被害は、最も多かった平成26年（2014年）の約2,200万円から半減していますが、依然としてイノシシを中心に多くの被害が発生しており、ここ数年の傾向ではシカ、サルや小動物の被害が増加しているなかで、横ばいとなっています。
- こうしたなかで、地域住民の主体的な取組を前提としてモデル地区を設定し、侵入防止柵の設置等とあわせて、専門の指導員を配置して集落ぐるみによる総合的な取組を促すなかで、一定の成果を上げており、現在、こうした取組を波及させている状況です。
- 侵入防止柵の設置については、農業者に対し、個人の助成に加え、受益者3戸以上による共同設置についても助成を行っています。また、非農業者に対しても原則受益者10戸以上による総合的な取組に対して助成を行っています。

【課題】

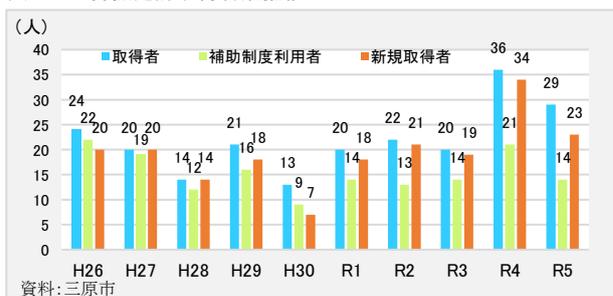
- 有害鳥獣が出にくい「環境改善」、「侵入防止」のための柵の設置、それらを実施したうえでの有害鳥獣の効果的な「捕獲」等、総合的な対策を継続的に実施していく必要があります。
- あわせて、侵入防止柵の設置に係る支援、捕獲のための狩猟免許の取得補助や、地元住民、指導員、捕獲班の連携と役割分担の明確化とともに、地域が主体となった取組を進めていくことが課題です。
- これまではイノシシ対策を中心に侵入防止柵の設置を行ってきましたが、その他の有害鳥獣に対しても効果を発揮する柵の設置を進めていく必要があります。
- 人口減少や高齢化による農地周辺の環境改善や設置した柵の維持、管理が困難となっています。
- 捕獲者の高齢化により、今後の捕獲の取組が困難となることが予想されるため、新たなしくみが必要です。

図3-6-7 有害鳥獣捕獲の推移



- 有害鳥獣の捕獲頭数のうち、イノシシは、年によって増減しながら最近では1000を超えて推移。
- シカは、令和元年(2019年)までは微増傾向だったが、これ以降は急増している。

図3-6-8 狩猟免許取得者数推移



- 狩猟免許の取得者は、平成30年(2018年)には13人まで減少したが、新規取得によって令和4年(2022年)は36人、令和5年(2023年)は29人まで増えている。

【施策の展開】

(1) 「環境改善」「侵入防止」「捕獲」等総合対策の推進

- 集落ぐるみでの実効性の高い取組に対する支援
- 勉強会開催、環境改善・侵入防止に対する支援、効率的な捕獲に対する支援
- 重点実施地区（モデル地区）を起点とした他地域への波及
- 営農指導員や実施隊員による総合的な対策指導の強化
- ICTを活用した効率的な被害対策

図3-6-9 モデル地区の研修会風景



図3-6-10 鳥獣被害防止対策勉強会(サル・イノシシ対策)



図3-6-11 防護柵設置指導風景



図3-6-12 箱ワナ設置風景



第7章 6次産業化による所得向上と販路開拓

施策の考え方

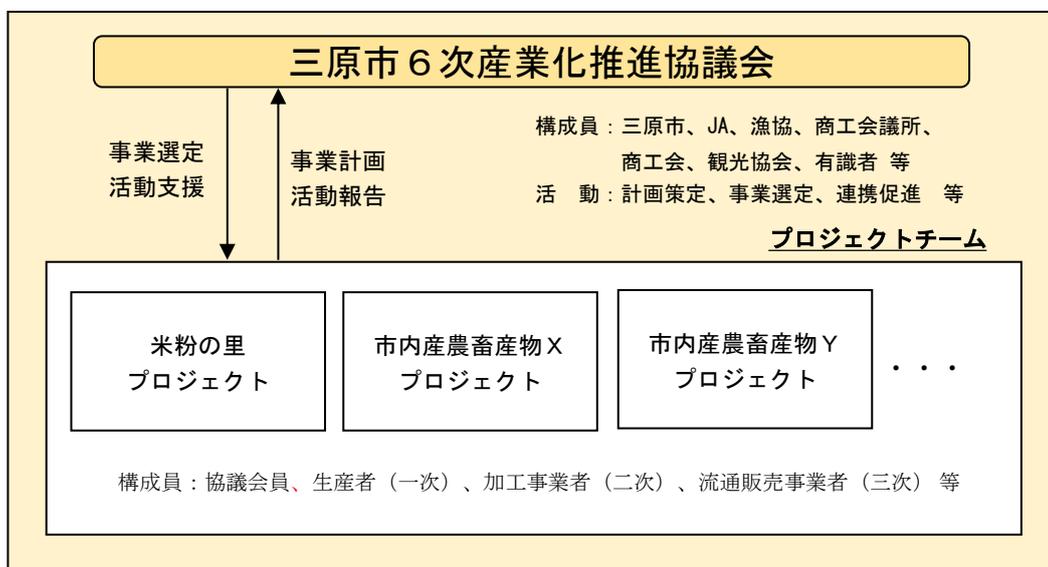
本市において生産額、農地面積ともに大きな位置づけにある水田農業の所得向上に向け、現在取り組んでいる「6次産業化推進事業」について、関係機関や事業者との連携強化を図りつつ、生産から加工、販売までの取組を一体的に推進していきます。

あわせて、異業種間交流を促し、魅力ある商品及びサービスの開発や販路開拓を進めていきます。

【現状・背景】

- 農産物等の需要形態の変化とともに、産地や出荷ロットの大型化が進むなかで、出荷規模の小さな産地では市場競争力が弱く、収益確保が難しい状況となっています。
- 野菜等の園芸作物の生産拡大を図るうえでも、排水不良や労力不足等の水田農業特有の問題によって生産性が改善しないなかで、本市の農業の多くを占めている水田農業の所得向上をめざし、6次産業化を通じた新規需要米の生産振興を進めています。
- 水田農業を取り巻く環境は今後も厳しくなることが予想されるため、新規需要米の需要を創出し、特定の需要に結び付いた売り先を確保することで、水田農業における戦略作物を増やし、水田農業の所得向上に結び付ける取組に期待が寄せられています。
- 平成30年（2018年）に三原市6次産業化推進協議会を立ち上げ、実需者との連携による米粉用米の需要拡大及び6次産業化を通じた新規需要米（米粉用米）の生産振興による水田農業の所得向上に取り組んでいます。
- 令和3年度（2021年度）から米粉を含む市内産農畜水産物を使用した6次産業化における商品開発及び販路開拓等に取り組む市内事業者への支援を継続し、商品開発、販促物の作成、新たな販売方法の導入への支援をしています。

図3-7-1 三原市6次産業化推進協議会



【課題】

- ニーズに沿った品種の生産及び特性を有する商品の提供や市内産農畜水産物とその加工商品の情報発信、関係機関や実需者とのマッチングを行い、消費の拡大につながる活動を行う必要があります。

【施策の展開】

(1) 三原市6次産業化推進協議会での6次化商品の開発等の推進

- 生産から加工、販売まで総合的な事業展開の推進
- 新商品開発、販路開拓、観光連携等の推進
- 関係機関等とのマッチング（県、商工会議所、商工会、JA、実需者、市他部署（ふるさと納税返礼品）、イベント等）

(2) 新たなプロジェクトの創出

- 市内産農畜産物の異業種間交流・連携の推進

図3-7-2 米粉を使った商品



第8章 新たな技術導入による生産性向上

施策の 考え方

農家の高齢化、担い手及び労働力不足が深刻化するなかで、省力化・低コスト化に係る技術導入は喫緊の課題となっており、現在、国の研究機関や企業、全国の自治体等によってスマート農業の実証事業等が進められています。

本市においても、現場での実用性や費用対効果等を見極めつつ、効果的な導入、普及に結び付くよう必要な取組を進めていきます。

【現状・背景】

- 高齢化、過疎化の進行とともに、労働力不足の問題は特に中山間地域における水田農業を維持する上で大きな問題となっています。
- こうしたなかで、国では、スマート農業の実現に向けた様々な技術開発や実証が進められて、ドローン防除や無線草刈機、直播栽培等、既に実用化されている技術もあり、今後のさらなる技術開発にも期待されています。

【課題】

- スマート農業の導入にあたっては、データの取得・入力、共有化や取り扱い、技術や精度、多額の費用負担等、課題も多く、今後の動向を注視していく必要があります。
- 農作業の省力化、軽労化等に係る技術等の導入や普及等を効果的に進めていく必要があります。
- 生産性向上により所得の向上に結び付く技術の実用化や普及等を推進していく必要があります。

【施策の展開】

(1) スマート農業の推進

- 効果が認められた省力化技術の普及、波及
- 新たな効果が期待できる省力化技術の検証

図3-8-1 ドローンによる防除風景



図3-8-2 無線草刈機実地検証の風景



[統計用語]

※農林業センサスの用語解説(農林水産省)

1 農林業経営体分類

用語	定義																						
農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者</p> <p>(1) 経営耕地面積が30㍍以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業</p> <table border="0"> <tr> <td>(ア) 露地野菜作付面積</td> <td>15アール</td> </tr> <tr> <td>(イ) 施設野菜栽培面積</td> <td>350平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 果樹栽培面積</td> <td>10アール</td> </tr> <tr> <td>(エ) 露地花き栽培面積</td> <td>10アール</td> </tr> <tr> <td>(オ) 施設花き栽培面積</td> <td>250平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(カ) 搾乳牛飼養頭数</td> <td>1頭</td> </tr> <tr> <td>(キ) 肥育牛飼養頭数</td> <td>1頭</td> </tr> <tr> <td>(ク) 豚飼養頭数</td> <td>15頭</td> </tr> <tr> <td>(ケ) 採卵鶏飼養羽数</td> <td>150羽</td> </tr> <tr> <td>(コ) プロイラー年間出荷羽数</td> <td>1,000羽</td> </tr> <tr> <td>(サ) その他</td> <td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td> </tr> </table> <p>(3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3㍍以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。)</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>	(ア) 露地野菜作付面積	15アール	(イ) 施設野菜栽培面積	350平方メートル	(ウ) 果樹栽培面積	10アール	(エ) 露地花き栽培面積	10アール	(オ) 施設花き栽培面積	250平方メートル	(カ) 搾乳牛飼養頭数	1頭	(キ) 肥育牛飼養頭数	1頭	(ク) 豚飼養頭数	15頭	(ケ) 採卵鶏飼養羽数	150羽	(コ) プロイラー年間出荷羽数	1,000羽	(サ) その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
(ア) 露地野菜作付面積	15アール																						
(イ) 施設野菜栽培面積	350平方メートル																						
(ウ) 果樹栽培面積	10アール																						
(エ) 露地花き栽培面積	10アール																						
(オ) 施設花き栽培面積	250平方メートル																						
(カ) 搾乳牛飼養頭数	1頭																						
(キ) 肥育牛飼養頭数	1頭																						
(ク) 豚飼養頭数	15頭																						
(ケ) 採卵鶏飼養羽数	150羽																						
(コ) プロイラー年間出荷羽数	1,000羽																						
(サ) その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者																						
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者																						

2 農家等分類

用語	定義
農家	経営耕地面積が10㍍以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積30㍍以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者(1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家
兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
第2種兼業農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
自給的農家	経営耕地面積が30㍍未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10㍍以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む)
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5㍍以上所有している世帯

3 農家人口等

用語	定義
農家人口	農家を構成する世帯員の総数
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のこと
農業経営者	その世帯の農業経営に責任を持つ者

4 農家経済関係

用語	解説
総所得	農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入
農業所得	農業粗収益(農業経営によって得られた総収益額)－農業経営費(農業経営に要した一切の経費)
農業生産関連事業所得	農業生産関連事業収入(農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業の収入)－農業生産関連事業支出(同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出)
農外所得	農外収入(農業経営関与者の自営兼業収入、給料・俸給)－農外支出(農業経営関与者の自営兼業支出、通勤定期代等)